「中華人民共和国特許法実施条例改正草案（募集意見稿）」（改正前後対照表）

※国務院の「中華人民共和国特許法修正案（草案）」議案の審議申請（国函〔2008〕71 号）に基づき起草。

現行の特許法実施細則	修正案の特許法実施条例
第一章総則	第一章総則
第一条 「中華人民共和国特許法」（以下特許法と言う）に基づき、本細則を制定する。	第一条 「中華人民共和国特許法」（以下特許法と言う）に基づき、本**条例**を制定する。
第二条 特許法に言う発明とは、製品、方法又はその改良について出された新しい技術考案を言う。 特許法に言う実用新案とは、製品の形状、構造又はその組み合わせについて出された、実用に適した新しい技術考案を言う。 特許法に言う意匠とは、製品の形状、図案又はその組み合わせ、及び色彩と形状、図案の組み合わせについて出された、美観に富み、工業的応用に適した、新しいデザインを言う。	第二条 特許法に言う発明とは、製品、方法又はその改良について出された新しい技術考案を言う。 特許法に言う実用新案とは、製品の形状、構造又はその組み合わせについて出された、実用に適した新しい技術考案を言う。 特許法に言う意匠とは、製品の形状、図案又はその組み合わせ、及び色彩と形状、図案の組み合わせについて出された、美観に富み、工業的応用に適した、新しいデザインを言う。
第三条 特許法と本細則に規定する各種の手続きは、書面又は国務院特許行政部門が規定するその他の形式によって行わなければならない。	第三条 特許法と本**条例**に規定する各種手続き**の形式および国務院特許行政部門に提出する各種書類の形式に関し、当事者は規定の要求を満たさなければならない。**
第四条 特許法及び本細則に基づいて提出する各種の書類は中国語を使用しなければならない。国に統一的に規定された科学技術用語がある場合には、規範用語を採用しなければならない。外国の人名、地名、科学技術用語で、統一的な中国語訳が無いものについては、原文を注記しなければならない。 特許法及び本細則に基づいて提出する各種の証明書及び証明書類が外国語のものに就いては、国務院特許行政部門が必要であると認めた場合は、指定の期限内に中国語訳文を送付するよう当事者に要求することが出来る。期限が過ぎても送付されない場合は、当該証明書及び証明書類は提出されていないものとみなす。	第四条 特許法及び本**条例**に基づいて提出する各種の書類は中国語を使用しなければならない。国に統一的に規定された科学技術用語がある場合には、規範用語を採用しなければならない。外国の人名、地名、科学技術用語で、統一的な中国語訳が無いものについては、原文を注記しなければならない。 特許法及び本**条例**に基づいて提出する各種の証明書及び証明書類が外国語のものに就いては、国務院特許行政部門が必要であると認めた場合は、指定の期限内に中国語訳文を送付するよう当事者に要求することが出来る。期限が過ぎても送付されない場合は、当該証明書及び証明書類は提出されていないものとみなす。
第五条 国務院特許行政部門に郵送される各種書類は、	第五条 **国務院特許行政部門に提出する各種書類は、郵**

差出の消印の日付を以って提出日とする。消印の日付が不明瞭なものについては、当事者が証明を提示することが出来る場合を除き、国務院特許行政部門が受け取った日を提出日とする。 国務院特許行政部門の各種の書類は、郵送、直接交付、又はその他の方法によって当事者に送達することが出来る。当事者が特許代理機関に委任している場合は、書類は特許代理機関に送付する。特許代理機関に委任していない場合は、書類は要望書に指定されている連絡人に送付する。 国務院特許行政部門が郵送する各種の書類は、書類発送の日より起算して満15日を以って、当事者の書類受領日と推定する。 国務院特許行政部門が直接交付すべきものと規定している書類は、交付日を以って送達日とする。 書類の送達住所が不明で郵送できないものに就いては、公告によって当事者に送達することが出来る。公告の日より起算して満1ヶ月を以って、当該文献は既に送達されたものと見なされる。	**送、直接交付、あるいは電子送信の形で提出できる。** **文書を郵送で提出する場合、**差出の消印の日付を以って提出日とする。消印の日付が不明瞭なものについては、当事者が証明を提示することが出来る場合を除き、国務院特許行政部門が受け取った日を提出日とする。**直接交付で提出する場合、国務院特許部門が受け取った日を提出日とする。電子送信で提出する場合、特定のシステムが書類を受け取った日を提出日とする。** 第六条 国務院特許行政部門の**交付する**各種の書類は、郵送、**電子送信、あるいは公告の**方法によって送達することが出来る。当事者が特許代理機関に委任している場合は、書類は**該当の**特許代理機関に送付する。特許代理機関に委任して**おらず当事者が企業の**場合は、書類は**当事者の指定する**連絡人に送付する。 **書類を郵送する場合は、**書類発送の日より起算して満15日を以って、当事者の書類受領日と推定する。 **書類を電子送信する場合は、特定のシステムが書類を受け取った日を以って、書類受領日と推定する。**書類の郵送、**電子送信が**できない**場合**は、公告によって当事者に送達することが出来る。公告の日より起算して満１ヶ月を以って、**書類受領日を推定する。**
第六条 特許法及び本細則に規定する各種の期限の１日目は期限に算入しない。期限が年又は月を以って計算するものである場合は、その最終月の相応する日を期限の到来日とする。その月に相応する日がない場合は最後の１日を期限の到来日とする。期限の到来日が法定休日である場合は、休日後の最初の業務日を以って期限の到来日とする。	第七条 特許法及び本**条例**に規定する各種の期限の１日目は期限に算入しない。期限が年又は月を以って計算するものである場合は、その最終月の相応する日を期限の到来日とする。その月に相応する日がない場合は最後の１日を期限の到来日とする。期限の到来日が法定休日である場合は、休日後の最初の業務日を以って期限の到来日とする。
第七条 当事者が不可抗力の事由により、特許法又は本細則に規定する期限或いは国務院特許行政部門の指定する期限に遅れた結果、その権利を喪失した場合は、障碍が取り除かれた日より起算して2ヶ月以内に、最大でも期限の到来日より起	第八条 当事者が不可抗力の事由により、特許法又は本**条例**に規定する期限或いは国務院特許行政部門の指定する期限に遅れた結果、その権利を喪失した場合は、障碍が取り除かれた日より起算して2ヶ月以内に、最大でも期限の到来日より起算

算して2年以内に、国務院特許行政部門に理由を説明し、且つ関係証明書類を添付し、権利の回復を願い出ることが出来る。 　当事者が正当な理由により、特許法又は本細則に規定する期限或いは国務院特許行政部門の指定する期限に遅れた結果、その権利を喪失した場合は、国務院特許行政部門の通知を受け取った日より起算して2ヶ月以内に国務院特許行政部門に理由を説明し、権利の回復を願い出ることが出来る。 　当事者が国務院特許行政部門の指定する期限の延長を願い出る場合は、期限の到来日までに国務院特許行政部門に理由を説明し、且つ関係手続きを取らなければならない。 本条第１項及び第２項の規定は、特許法第二十四条、第二十九条、第四十二条、第六十二条に規定する期限には適用しない。	して2年以内に、国務院特許行政部門に理由を説明し、且つ関係証明書類を添付し、権利の回復を願い出ることが出来る。 　**前述の規定に相当する状況を除き、**当事者が**その他の**正当な理由により、特許法又は本**条例**に規定する期限或いは国務院特許行政部門の指定する期限に遅れた結果、その権利を喪失した場合は、国務院特許行政部門の通知を受け取った日より起算して2ヶ月以内に国務院特許行政部門に理由を説明し、権利の回復を願い出ることが出来る。 　**当事者が本条第1、第2項の規定に基づき権利の回復を求める場合、権利回復請求書を提出し、理由を説明し、必要なら関連証明書類を添付して、権利の喪失以前に行うべき関連手続きを完了しなければならない。** 　**本条第二項の規定に基づき権利の回復を求める場合はさらに、権利回復請求費を支払わなければならない。** 本条第１項及び第２項の規定は、特許法第**二十五**条、第**三十**条、第**四十三**条、第**六十九**条に規定する期限には適用しない。
	第九条 　当事者が国務院特許行政部門指定の期限延長を申請する場合、期限満了前に**国務院特許行政部門に期限延長請求書を提出して理由を説明すると共に、期限延長請求費を支払わなければならない。**
第八条 　発明特許の出願が国防方面の国家機密に関わり、機密を保持する必要がある場合は、国防特許機関が受理する。国務院特許行政部門が受理した、国防方面の国家機密に関わり機密を保持する必要がある発明特許の出願は、国防特許機関に移して審査し、国務院特許行政部門が国防特許機関の審査意見に基づいて決定しなければならない。 前項に規定する場合を除き、国務院特許行政部門は、発明特許の出願を受理した後、秘密審査を行う必要のある出願を国務院の関係主管部門に送って審査しなければならない。関係主管部門	**第十条** 　**中国企業あるいは個人が提出した**発明**あるいは実用新案**特許申請**が**国防方面の国家機密に関わり、機密を保持する必要がある場合は、国防特許機関が受理する。国務院特許行政部門が受理した、国防方面の国家機密に関わり機密を保持する必要がある発明特許**あるいは実用新案**特許の出願は、**申請日から4カ月以内に**国防特許機関に移して審査し、**申請者に通知し**なければならない。 前項に規定する場合を除き、**国務院特許行政部門が、中国企業あるいは個人の提出した**発明**あるいは実用新案**特許申請**について国防以外の国**

は当該出願を受理した日より起算して４ヶ月以内に、審査の結果を国務院特許行政部門に通知しなければならない。機密の保持が必要なものについては、国務院特許行政部門が機密保持特許出願に基づいて処理し、出願人に通知しなければならない。	**家の安全あるいは利益に関わり、機密を保持する必要があるとみなす場合、申請日から４カ月以内に**機密保持特許出願に基づいて**処理するかの決定を下し、**出願人に通知しなければならない。発明特許の出願を受理した後、秘密審査を行う必要のある出願を国務院の関係主管部門に送って審査しなければならない。関係主管部門は当該出願を受理した日より起算して４ヶ月以内に、審査の結果を国務院特許行政部門に通知しなければならない。機密の保持が必要なものについては、国務院特許行政部門が機密保持特許出願に基づいて処理し、出願人に通知しなければならない。
	第十一条 中国企業あるいは個人が国務院特許行政部門に提出した発明あるいは実用新案特許申請の関わる発明創造が、特許出願以前に国家の安全あるいは利益に関わり機密保持の必要があるとみなされる場合、出願人は特許出願時にその旨を通知し、関連部門が機密保持と確定した関連書類を提出しなければならない。
	第十二条 いかなる企業あるいは個人も中国で完成させた発明あるいは実用新案を国外で特許出願したり国外の関連部門に国際特許申請を出願したりする場合は、事前に国務院特許行政部門に請求を提出し、該当の技術考案について詳細な説明を行わなければならない。国務院特許行政部門に特許あるいは国際特許を出願した場合、同時に国外への特許出願の申請を行なったものとみなす。 国務院特許行政部門は前述の請求を受理した後、該当の中国で完成された発明あるいは実用新案が国家の安全あるいは利益に関わり、機密保持が必要とみなす場合、すみやかに出願人に提出しなければならない。出願人は、請求受理日から2カ月以内に通知を受け取らなければ、該当の発明あるいは実用新案を国外で特許申請したり、国外の関連部門に国際特許申請を提出したりできる。 国務院特許行政部門が本条第２項に述べる通知を出す場合、請求受理日から４カ月以内に機密

	保持について決定を下し、出願人に通知しなければならない。該当期限内に決定しないものについては、出願人が国外で特許申請したり、国外の関連部門に国際特許申請を提出したりすることに同意したものとみなす。
	第十三条 機密保持特許申請が審査を経て撤回の理由がない場合、国務院特許行政部門は機密保持特許権の授与決定を下し、機密保持特許証書を発行し、機密保持特許権の関連事項に登録しなければならない。 第十四条 機密保持特許出願の審査、授与、および機密保持特許権の無効宣告には、特許法と本条例の規定を適用する。ただし、機密保持特許出願あるいは機密保持特許権の規定に適用しないものを除く。 機密保持特許権の実施、保護、管理に関する方法に関しては国務院特許行政部門により制定する。
第九条 特許法第五条に言う国の法律に違反する発明創造には、その実施のみが国の法律によって禁止されている発明創造を含まない。	（特許法修正草案に基づきこれを削除）
第十条 特許法第二十八条及び第四十二条に規定する状況を除き、特許法に言う出願日とは、優先権を有するものについては優先権日を指す。 本細則に言う出願日とは、別に規定がある場合を除き、特許法二十八条に規定する出願日を指す。	第十五条 特許法第二十九条及び第四十三条に規定する状況を除き、特許法に言う出願日とは、優先権を有するものについては優先権日を指す。 本条例に言う出願日とは、別に規定がある場合を除き、特許法二十九条に規定する出願日を指す。
第十一条 特許法第六条に言う、所属機関の任務を遂行することによって完成した職務発明とは （1）本来の職務の中で行った発明創造 （2）所属機関から与えられた本来の職務以外の任務の履行によって行われた発明創造 （3）退職、定年退職又は異動後1年以内に行った、元の部署で担当していた本来の職務又は元の部署から与えられた任務と関係のある発明創造 特許法第六条に言う所属機関には、臨時的な仕事の機関を含む。特許法第六条に言う所属機関の物質技術条件とは、所属機関の資金、設備、部	第十六条 特許法第六条に言う、所属機関の任務を遂行することによって完成した職務発明とは （1）本来の職務の中で行った発明創造 （2）所属機関から与えられた本来の職務以外の任務の履行によって行われた発明創造 （3）労働人事関係の解除あるいは終了後1年以内に行った、元の部署で担当していた本来の職務又は元の部署から与えられた任務と関係のある発明創造 特許法第六条に言う所属機関には、臨時的な仕事の機関を含む。特許法第六条に言う所属機関の物質技術条件とは、所属機関の資金、設備、部

品、原材料、又は対外的に公開されていない技術資料などを指す。	品、原材料、又は対外的に公開されていない技術資料などを指す。
第十二条 特許法に言う発明者又は考案者とは、発明創造の実質的特徴に対して創造的な貢献をした者を指す。発明創造を完成させる過程に於いて単にその仕事を組織した者、物質技術条件の利用のために便宜を提供した者、又はその他の補助的な作業に従事したものは発明者又は考案者ではない。	第十七条 特許法に言う発明者又は考案者とは、発明創造の実質的特徴に対して創造的な貢献をした者を指す。発明創造を完成させる過程に於いて単にその仕事を組織した者、物質技術条件の利用のために便宜を提供した者、又はその他の補助的な作業に従事したものは発明者又は考案者ではない。
第十三条 同様の発明創造には一つの特許のみが付与される。 特許法第九条の規定に基づき、二人以上の出願人が同日に、それぞれ同様の発明創造について特許を出願した場合は、国務院特許行政部門の通知を受領した後自ら協議し、出願人を確定しなければならない。	第十八条 **特許法第九条が述べる同様の発明創造には一つの特許権のみが授与されるとは、2件以上の特許権が同様の技術考案あるいは意匠考案を保護することがあってはならないことを指す。** 二人以上の出願人が同日に、それぞれ同様の発明創造について特許を出願した場合は、国務院特許行政部門の通知を受領した後自ら協議し、出願人**あるいは特許権者**を確定しなければならない。
	第十九条 **同一の出願人が同日に同様の発明について実用新案特許を出願しさらに発明特許を出願する場合、出願時に声明を出さなければならない。声明がない場合、特許法第九条第1項の関連規定は適用されない。** **国務院特許行政部門が実用新案特許権の授与公告をする際には、本条第1項が述べる声明と相応する発明特許の申請番号を公告しなければならない。** **発明特許申請が審査を経て撤回理由が見当たらないものの、該当の保護要求された技術考案と出願人がすでに獲得している実用新案特許権が保護を求める技術考案とが同様の場合、出願人に規定期限内に該当の実用新案特許権放棄の声明を提出するよう通知しなければならない。出願人が声明を出す場合、国務院特許行政部門は発明特許権の授与公告時に該当の声明も公告しなければならない。出願人が期限を超えて声明を提出しない場合、発明特許権の取得を放棄したものとみなす。** **実用新案特許権は発明特許権の授与公告日から放棄される。**
第十四条	（特許法修正草案第十条で規定済み）

中国の機関又は個人が外国人に特許出願権又は特許権を譲渡する場合は、国務院対外経済貿易主管部門が国務院科学技術行政部門と共同で認可する。 第十五条 特許法第十条の規定に基づいて特許権を譲渡する場合を除き、特許権がその他の事由によって移転する場合は、当事者は関係証明書類又は法律文書によって、国務院特許行政部門に対し特許権者変更手続きを取らなければならない。 特許権者と他人が締結する特許実施許可契約は、契約発効の日より起算して３ヶ月以内に、国務院特許行政部門に届け出なければならない。	
第十五条 特許法第十条の規定に基づいて特許権を譲渡する場合を除き、特許権がその他の事由によって移転する場合は、当事者は関係証明書類又は法律文書によって、国務院特許行政部門に対し特許権者変更手続きを取らなければならない。 特許権者と他人が締結する特許実施許可契約は、契約発効の日より起算して3ヶ月以内に、国務院特許行政部門に届け出なければならない。	**第二十条** 特許法第十条の規定に基づいて特許権を譲渡する場合を除き、特許権がその他の事由によって移転する場合は、当事者は関係証明書類又は法律文書によって、国務院特許行政部門に対し特許権**譲渡**手続きを取らなければならない。 特許権者と他人が締結する特許実施許可契約は、契約発効の日より起算して3ヶ月以内に、国務院特許行政部門に届け出なければならない。 **届出がない場合、善意の第三者に対抗してはならない。** **特許権を抵当とする場合、抵当提出者と抵当権者は書面で契約を交わし、国務院特許行政部門に抵当登録を行わなければならない。抵当権は登録日から成立する。**
第二章　特許の出願	**第二章　特許の出願**
第十六条 書面によって特許を出願する場合は、国務院特許行政部門に出願書類1式2部を提出しなければならない。 国務院特許行政部門が規定するその他の形式で特許を出願する場合は、規定の要求に合致しなければならない。 申請人が特許代理機関に委任して国務院特許行政部門に特許を出願し又はその他の特許事務を行う場合は、同時に委任状を提出しなければならず、委任権限を明記しなければならない。 出願人が２人以上で且つ特許代理機関に委任していない場合は、願書に別途言明されている場合を除き、願書に明記されている第一出願人を	**第二十一条** 申請人が特許代理機関に委任して国務院特許行政部門に特許を出願し又はその他の特許事務を行う場合は、同時に委任状を提出しなければならず、委任権限を明記しなければならない。 出願人が2人以上で且つ特許代理機関に委任していない場合は、願書に別途**指定**されている場合を除き、願書に**記載**されている第一出願人を代表人とする。 **出願人が中国企業で且つ特許代理機関に委託していない場合は、該当企業の社員１名を指定し連絡人としなければならない。**

代表人とする。	
第十七条 特許法第二十六条第2項に言う願書中のその他の事項とは以下のものを指す。 （1）出願人の国籍 （2）出願人が企業又はその他の組織である場合は、その本部所在地の国 （3）出願人が代理機関に委任している場合は、明記すべき関係事項。出願人が代理機関に委任していない場合は、その連絡人の姓名、住所、郵便番号、連絡電話番号。 （4）優先権を要求する場合は、明記すべき関係事項。 （5）出願人又は特許代理機関の署名又は捺印 （6）申請書類目録 （7）添付書類目録 （8）その他、明記すべき関係事項	第二十二条 **発明、実用新案あるいは意匠特許出願の願書には以下の事項を記載しなければならない。** **（1）発明、実用新案あるいは意匠の名称** **（2）出願人が個人の場合、その姓名、住所、郵便番号、国籍。出願人が外国企業あるいはその他の組織の場合、その名称および本部所在地の国あるいは地域。出願人が中国企業あるいはその他の組織の場合、その名称、住所、郵便番号、企業コード、連絡人を指定する場合は該当者の姓名と連絡先電話番号** **（3）発明者あるいは考案者の姓名** **（4）出願人が代理機関に委任している場合は、該当代理機関の名称、機関コード、住所、郵便番号、該当特許代理機関が指定する特許代理人の姓名、営業証番号、連絡先電話番号** **（五）優先権を要求する場合、先に出願した出願日、出願番号および従来の受理機関の名称** **（六）**出願人又は特許代理機関の署名又は**捺印** （七）申請書類目録 （八）添付書類目録 **（九）**その他、明**記**すべき関係事項
第十八条 発明又は実用新案特許出願の明細書は発明又は実用新案の名称を明記しなければならない。当該名称は願書中の名称と一致しなければならない。明細書には以下の内容が含まれていなければならない。 （1）技術分野：保護を求める技術の属する技術分野を明記する。 （2）背景技術：発明、実用新案についての理解、検索、審査に有用な背景技術を明記する。可能な場合には、これらの背景技術を述べている文章を引用して証明する。 （3）発明内容：発明又は実用新案が解決せんとする技術的問題及びその技術的問題を解決するのに採用した技術案。また既存の技術と対比して、発明又は実用新案の有益な効果を明記する。 （4）図面説明：明細書に添付図面がある場合は、各添付図面について簡単に説明する。 （5）具体的な実施方法：発明又は実用新案を	第二十三条 発明又は実用新案特許出願の明細書は発明又は実用新案の名称を明記しなければならない。当該名称は願書中の名称と一致しなければならない。明細書には以下の内容が含まれていなければならない。 （1）技術分野：保護を求める技術の属する技術分野を明記する。 （2）背景技術：発明、実用新案についての理解、検索、審査に有用な背景技術を明記する。可能な場合には、これらの背景技術を述べている文章を引用して証明する。 （3）発明**創造**内容：発明又は実用新案が解決せんとする技術的問題及びその技術的問題を解決するのに採用した技術案。また既存の技術と対比して、発明又は実用新案の有益な効果を明記する。 （4）図面説明：明細書に添付図面がある場合は、各添付図面について簡単に説明する。（5）具体的な実施方法：発明又は実用新案を実施す

実施するに就き出願人が最適と考える方法を詳細に明記する。必要な場合は例を挙げて説明する。添付図面がある場合は、添付図面と対比する。 発明又は実用新案の出願人は、その発明又は実用新案の性質がその他の方式又は順序によって明細書を作成した方が明細書の紙幅を節約でき、且つ他人にその発明又は実用新案を正確に理解させることが出来るものである場合を除き、前項に規定する方式と順序に基づいて明細書を作成し、且つ各部分の最初に標題を明記しなければならない。 発明又は実用新案の明細書は、用語が規範的で、文が明瞭でなければならない。また「クレームの・・・に述べる・・・のように」のような引用表現を用いてはならず、また商業的な宣伝用語を用いてはならない。 発明特許出願に一つ又は複数のヌクレオチド又はアミノ酸配列を含む場合は、明細書は国務院特許行政部門が規定する配列表を含んでいなければならない。出願人は配列表を明細書の一つの単独の部分として提出しなければならず、また国務院特許行政部門の規定に基づいて、当該配列表のコンピューターによる読み取りが可能な形式の副本を提出しなければならない。	るに就き出願人が最適と考える方法を詳細に明記する。必要な場合は例を挙げて説明する。添付図面がある場合は、添付図面と対比する。 発明又は実用新案の出願人は、その発明又は実用新案の性質がその他の方式又は順序によって明細書を作成した方が明細書の紙幅を節約でき、且つ他人にその発明又は実用新案を正確に理解させることが出来るものである場合を除き、前項に規定する方式と順序に基づいて明細書を作成し、且つ各部分の最初に標題を明記しなければならない。 発明又は実用新案の明細書は、用語が規範的で、文が明瞭でなければならない。また「クレームの・・・に述べる・・・のように」のような引用表現を用いてはならず、また商業的な宣伝用語を用いてはならない。 発明特許出願に一つ又は複数のヌクレオチド又はアミノ酸配列を含む場合は、明細書は国務院特許行政部門が規定する配列表を含んでいなければならない。出願人は配列表を明細書の一つの単独の部分として提出しなければならず、また国務院特許行政部門の規定に基づいて、当該配列表のコンピューターによる読み取りが可能な形式の副本を提出しなければならない。
第十九条 発明又は実用新案の幾つかの添付図面を1枚の用紙上に描き、「図1、図2、・・・・・・」の順に番号を振って並べることが出来る。 図面の大きさと明晰度は、当該図面を三分の二に縮小した時にもなお、図面の中のディテールがはっきりと識別できるものでなければならない。 発明又は実用新案の明細書文章部分に言及されていない記号は添付図面中に出現してはならない。添付図面中に出現していない記号は明細書文章部分で言及してはならない。出願書類の中で同一構成部分を表す添付図面の記号は一致しなければならない。 添付図面は、必要な字句を除き、その他の注釈が含まれていてはならない。	第二十四条 発明又は実用新案の幾つかの添付図面**は**1枚の用紙上に描き、「図1、図2、・・・・・・」の順に番号を振って並べ**なければならない**。 発明又は実用新案の明細書文章部分に言及されていない記号は添付図面中に出現してはならない。添付図面中に出現していない記号は明細書文章部分で言及してはならない。出願書類の中で同一構成部分を表す添付図面の記号は一致しなければならない。 添付図面は、必要な字句を除き、その他の注釈が含まれていてはならない。
第二十条 特許請求範囲書は発明又は実用新案の技術的	第二十五条 特許請求範囲書は発明又は実用新案の技術的

特徴を説明し、保護請求の範囲を明瞭且つ簡潔に述べなければならない。 　権利請求範囲書に複数のクレームがある場合は、アラビア数字でナンバーを振らなければならない。 　特許請求範囲書中で使用する科学技術用語は明細書中に使用する科学技術用語と一致しなければならない。化学式又は数式は有ってもよいが、挿絵が有ってはならない。絶対的に必要な場合を除き、「明細書の・・・の部分に述べるように」或いは「図面・・・に示すように」などの表現を使用してはならない。 　クレーム中の技術的特徴は明細書添付図面中の対応する記号を引用することが出来る。 当該記号は、クレームの理解に資する為、対応する技術的特徴の後に置き、また括弧で括らなければならない。添付図面記号はクレームへの制限と解することは出来ない。	特徴を説明しなければならない。 権利請求範囲書に複数のクレームがある場合は、アラビア数字でナンバーを振らなければならない。 　特許請求範囲書中で使用する科学技術用語は明細書中に使用する科学技術用語と一致しなければならない。化学式又は数式は有ってもよいが、挿絵が有ってはならない。絶対的に必要な場合を除き、「明細書の・・・の部分に述べるように」或いは「図面・・・に示すように」などの表現を使用してはならない。 　クレーム中の技術的特徴は明細書添付図面中の対応する記号を引用することが出来る。 　当該記号は、クレームの理解に資する為、対応する技術的特徴の後に置き、また括弧で括らなければならない。添付図面記号はクレームへの制限と解することは出来ない。 **1件の実用新案特許出願につきクレームは10項目を超えてはならない。**
第二十一条 　特許請求範囲書は独立したクレームがなければならないが、従属するクレームが有ってもよい。 　独立したクレームは発明又は実用新案の技術案を全体的に反映し、技術的問題を解決する必要な技術特徴を記載しなければならない。 従属クレームは付加的な技術特徴を用い、引用するクレームについて更に限定しなければならない。	第二十六条 　特許請求範囲書は独立したクレームがなければならないが、従属するクレームが有ってもよい。 　独立したクレームは発明又は実用新案の技術案を全体的に反映し、技術的問題を解決する必要な技術特徴を記載しなければならない。 従属クレームは付加的な技術特徴を用い、引用するクレームについて更に限定しなければならない。
第二十二条 　発明又は実用新案の独立クレームは序文と特徴が含まれていなければならず、以下の規定に基づいて作成しなければならない。 （1）序文部分：保護を請求する発明又は実用新案技術案の主題名称及び発明又は実用新案主題が最も近い既存技術と共有する必要な技術特徴を明記する。 （2）特徴部分：「その特徴は・・・」又はこれに類似する用語を使用し、発明又は実用新案が最も近い既存技術と異なる技術特徴を明記する。これらの特徴は序文部分に明記する特徴と相俟って、発明又は実用新案の保護要求範囲を限定する。	第二十七条 　発明又は実用新案の独立クレームは序文と特徴が含まれていなければならず、以下の規定に基づいて作成しなければならない。 （1）序文部分：保護を請求する発明又は実用新案技術案の主題名称及び発明又は実用新案主題が最も近い既存技術と共有する必要な技術特徴を明記する。 （2）特徴部分：「その特徴は・・・」又はこれに類似する用語を使用し、発明又は実用新案が最も近い既存技術と異なる技術特徴を明記する。これらの特徴は序文部分に明記する特徴と相俟って、発明又は実用新案の保護要求範囲を限定する。

発明又は実用新案の性質が前項の方式によって表現するには適さない場合は、独立クレームはその他の方式で作成することが出来る。 一つの発明又は実用新案には一つの独立クレームのみでなければならず、また同一の発明又は実用新案の従属クレームの前に記載しなければならない。	発明又は実用新案の性質が前項の方式によって表現するには適さない場合は、独立クレームはその他の方式で作成することが出来る。 一つの発明又は実用新案には一つの独立クレームのみでなければならず、また同一の発明又は実用新案の従属クレームの前に記載しなければならない。
第二十三条 発明又は実用新案の従属クレームは引用部分と限定部分が含まれていなければならず、以下の規定に基づいて作成しなければならない。 （1）引用部分：引用するクレームの番号と主題名称を明記する。 （2）限定部分：発明又は実用新案の付加的な技術特徴を明記する。 従属クレームは前のクレームのみ引用することが出来る。2つ以上のクレームを引用する多項従属クレームは、一つを選択する方法で前のクレームを引用する以外になく、また別の多項従属クレームの基礎とすることは出来ない。	第二十八条 発明又は実用新案の従属クレームは引用部分と限定部分が含まれていなければならず、以下の規定に基づいて作成しなければならない。 （1）引用部分：引用するクレームの番号と主題名称を明記する。 （2）限定部分：発明又は実用新案の付加的な技術特徴を明記する。 従属クレームは前のクレームのみ引用することが出来る。2つ以上のクレームを引用する多項従属クレームは、一つを選択する方法で前のクレームを引用する以外になく、また別の多項従属クレームの基礎とすることは出来ない。
第二十四条 要約書には発明又は実用新案特許出願が公開する内容の概要を明記しなければならない。即ち、発明又は実用新案の名称とその属する技術分野を明記し、また解決せんとする技術問題、当該問題を解決する技術案の要点、並びに主な用途をはっきりと述べなければならない。 要約書には発明を最もよく説明することができる化学式を含めることが出来る。添付図面のある特許出願は、更に当該発明又は実用新案の技術特徴を最もよく説明することが出来る添付図面を提出しなければならない。添付図面の大きさと明晰度は、当該図面を４ｃｍ×6ｃｍに縮小した時にもなお、図面の中のディテールがはっきりと識別できるものでなければならない。要約書の文字部分は300字を超えてはならない。要約書中には商業的宣伝用語を使用してはならない。	第二十九条 要約書には発明又は実用新案特許出願が公開する内容の概要を明記しなければならない。即ち、発明又は実用新案の名称とその属する技術分野を明記し、また解決せんとする技術問題、当該問題を解決する技術案の要点、並びに主な用途をはっきりと述べなければならない。 要約書には発明を最もよく説明することができる化学式を含めることが出来る。添付図面のある特許出願は、更に**当該**発明又は実用新案の技術**考案**を最もよく**表す**ことが出来る添付図面を提供しなければならない。要約書の文字部分は300字を超えてはならない。要約書中には商業的宣伝用語を使用してはならない。
第二十五条 特許を出願する発明が新しい生物材料に関わり、当該生物材料が一般に入手できないものであり、且つ当該生物材料の説明が所属分野の技術者にその発明を実施させるには不十分である	第三十条 特許を出願する発明が**一般に入手できない**新しい生物材料に関わり、且つ当該生物材料の説明が所属分野の技術者に**該当の**発明を実施させるには不十分である場合は、特許法と本**条例**の

場合は、特許法と本細則の関連規定に合致すべきである他に、出願人は以下の手続きも取らなければならない。 （1）出願日までに又は遅くとも出願日（優先権がある場合には、優先権日を指す）に、当該生物材料のサンプルを国務院特許行政部門が認可する寄託機関に寄託し、また出願時又は出願日より起算して4ヶ月以内に寄託機関が発行する寄託証明書及び生存証明書を提出しなければならない。期限が到来しても証明書を提出しない場合は、当該サンプルは寄託されていないものと見なす。 （2）出願書類の中で、当該生物材料の特徴に関する資料を提供する。 （3）生物材料サンプルの寄託に関わる特許出願は、願書及び明細書中に当該生物材料の分類名称（ラテン語名を注記する）、当該生物材料を寄託した機関の名称、所在地、寄託日、寄託番号を明記しなければならない。出願時に明記されていない場合は、出願日より起算して 4ヶ月以内に補正しなければならない。期限が到来しても補正しない場合は、寄託されていないものとみなす。	関連規定に合致すべきである他に、出願人は以下の手続きも取らなければならない。 （1）出願日までに又は遅くとも出願日（優先権がある場合には、優先権日を指す）に、当該生物材料のサンプルを国務院特許行政部門が認可する寄託機関に寄託し、また出願時又は出願日より起算して4ヶ月以内に寄託機関が発行する寄託証明書及び生存証明書を提出しなければならない。期限が到来しても証明書を提出しない場合は、当該サンプルは寄託されていないものと見なす。 （2）**明細書中に当該生物材料の特徴、**分類名称（ラテン語名を注記する）**、寄託日時、寄託番号、寄託機関の名称、所在地を明記しなければならない。**出願日より起算して4カ月以内に補正しない場合は、寄託されていないものとみなす。 （3）**願書中に当該生物材料の寄託番号と寄託機関の名称を明記し、且つ明細書中に（2）号に規定した事項の具体的な場所を記載しなければならない。**
第二十六条 発明特許出願人が本細則二十五条の規定に基づいて生物材料のサンプルを寄託した場合、発明特許出願が公開された後、何らかの機関又は個人が当該特許出願が関わる生物材料を実験目的で使用する必要がある場合、全て国務院特許行政部門に請求を提出し、以下の事項を明記しなければならない。 （1）請求人の姓名又は名称と住所 （2）他の如何なる人にも当該生物材料を提供しない旨の保証 （3）特許権が付与される前に、実験目的でのみ使用する旨の保証	第三十一条 発明特許出願人が本**条例第三十条**の規定に基づいて生物材料のサンプルを寄託した場合、発明特許出願が公開された後、何らかの機関又は個人が当該特許出願が関わる生物材料を実験目的で使用する必要がある場合、全て国務院特許行政部門に請求を提出し、以下の事項を明記しなければならない。 （1）請求人の姓名又は名称と住所 （2）他の如何なる人にも当該生物材料を提供しない旨の保証 （3）特許権が付与される前に、実験目的でのみ使用する旨の保証
	第三十二条 **特許法に言う遺伝資源とは、人、動物、植物又は微生物から取られる遺伝功能を含むすべての物質で、且つ実際的あるいは潜在的価値を持つ材料を指す。発明創造の完成が遺伝資源に依頼するとは、発明創造の完成に遺伝資源の遺伝功能を利用していることを指す。**

	発明創造の完成が遺伝資源に依頼している場合、出願人は願書中でその旨を説明し、規定の用紙に記入し、当該遺伝資源の直接的由来と原始的由来を明記しなければならない。
第二十七条 特許法第二十七条の規定に基づいて提出する意匠の図面又は写真は3cm×8cm以上、15cm×22cm以下でなければならない。 同時に色彩の保護を請求する意匠特許の出願は、カラーの図面又は写真一式二部を提出しなければならない。 出願人は各意匠製品の保護を要する内容について関係する正投影図又は写真を提出し、保護請求の対象を明確に示さなければならない。	第三十三条 意匠特許出願の図面又は写真は、各意匠製品に関する正投影図を反映しなければならず、保護請求の範囲を明確に示さなければならない。 同時に色彩の保護を請求する意匠特許の出願は、カラーの図面又は写真を提出しなければならない。
第二十八条 意匠特許の出願に当たっては、必要な場合は意匠についての簡単な説明を明記しなければならない。 意匠の簡単な説明には当該意匠を使用する製品の設計要点、保護を請求する色彩、正投影図の省略などの状況を明記しなければならない。簡単な説明には商業的な宣伝用語を使用してはならず、また製品の性能の説明に使用することも出来ない。	第三十四条 意匠の簡単な説明には以下の内容が含まれなければならない。 (1) 意匠製品の名称 (2) 意匠製品の用途 (3) 意匠の要所 (4) デザインの要所を最もよく表す図面又は写真 必要なら、意匠の簡単な説明には保護を請求する色彩、正投影図の省略などの状況を明記しなければならない。 同一製品中の類似した複数の意匠に対して１件の意匠特許を出願する場合、簡単な説明中にそのうち１つを基本デザインとして指定しなければならない。
第二十九条 国務院特許行政部門が必要と認めた場合は、意匠を使用する製品のサンプル又は模型を提出するよう意匠特許出願人に要求することが出来る。 サンプル又は模型の体積は30cm×30cm×30cm以下、重量は15kg以下でなければならない。腐りやすいもの、壊れやすいもの、又は危険物はサンプル又は模型として提出してはならない。	（削除を提案）
第三十条 特許法第二十二条第３項に言う既に有する技術とは、出願日（優先権を有するものについては優先権日を指す）までに国内外の出版物上で公開発表され、国内で公開使用され、又はその他	（特許法修正草案に基づき削除）

の方式で周知となっている技術、即ち既存の技術を指す。	
第三十一条 特許法第二十四条第（二）項に言う学術会議又は技術会議とは、国務院の関係主管部門又は全国的な学術団体が組織開催する学術会議又は技術会議を指す。 特許を出願する発明創造に特許法第二十四条第（一）項又は第（二）項に述べる状況がある場合、出願人は特許の出願に当たって申し立てなければならない。また出願日より起算して2ヶ月以内に、国際的な展覧会又は学術会議、技術会議の主催者が発行する関係発明創造が既に展示され又は発表された事実並びに展示又は発表の期日を証明する書類を提出しなければならない。 特許を出願する発明創造に特許法第二十四条第（三）項に述べる状況がある場合、国務院特許行政部門が必要と認めた時は、指定の期限内に証明書類を提出するよう出願人に要求することが出来る。 出願人が本条第 2 項の規定に基づいて申し立てと証明書類の提出を行わないか、又は本条第 3 項の規定に基づいて指定の期限内に証明書類を提出しない場合、その出願には特許法第二十四条の規定を適用しない。	**第三十五条** **特許法第二十五条第（一）項に言う中国政府が承認する国際展覧会とは、国際展覧会公約が規定する国際展覧局に登記された、あるいは認可された国際展覧会を指す。** 特許法**第二十五条第（二）項に言う**学術会議又は技術会議とは、国務院の関係主管部門又は全国的な学術団体が組織開催する学術会議又は技術会議を指す。 **第三十六条** 特許を出願する発明創造に特許法第**二十五**条第（一）項又は第（二）項に述べる状況がある場合、出願人は特許の出願に当たって申し立てなければならない。また出願日より起算して2ヶ月以内に、国際的な展覧会又は学術会議、技術会議の主催者が発行する関係発明創造が既に展示され又は発表された事実並びに展示又は発表の期日を証明する書類を提出しなければならない。 特許を出願する発明創造に特許法第**二十五**条第（三）項に述べる状況がある場合、国務院特許行政部門が必要と認めた時は、指定の期限内に証明書類を提出するよう出願人に要求することが出来る。 出願人が本条第 2 項の規定に基づいて申し立てと証明書類の提出を行わないか、又は本条第 3 項の規定に基づいて指定の期限内に証明書類を提出しない場合、その出願には特許法第**二十五**条の規定を適用しない。
第三十二条 出願人が特許法第三十条の規定に基づいて優先権を主張する手続きを取る場合、書面による申し立ての中で最初に特許を出願（以下、先行出願と言う）した出願日、出願番号、当該出願を受理した国を明記しなければならない。書面による申し立ての中で先行出願の出願日と当該出願を受理した国を明記していない場合、申し立てを提出していないものと見なす。 外国優先権を主張する場合、出願人が提出する先の出願書類副本は元の受理機関の証明を受けなければならない。提出する証明材料の中で、先	**第三十七条** 外国優先権を主張する場合、出願人が提出する先の出願書類副本は元の受理機関の証明を受けなければならない。**国務院特許行政部門と当該受理機関の取り交わした協議に従って、国務院特許行政部門が電子交換などの方法で当該受理機関が証明した先の出願書類副本を受け取った場合、出願人は当該受理機関の証明した先の出願書類副本を提出したとみなす。** 国内優先権を主張する場合は、出願人が願書に先の出願日と出願番号を明記している場合、先の出願書類副本を提出したとみなす。

の出願人の姓名又は名称と後の出願の出願人の姓名又は名称と一致しない場合、優先権譲渡の証明材料を提出しなければならない。国内優先権を主張する場合は、出願人が提出する先の出願書類の副本は国務院特許行政部門の作成にかかるものでなければならない。	第三十八条 優先権を主張したものの、願書中に先の出願日、出願番号、**元の受理機関に関する一項目又は二項目の内容に記入漏れあるいは誤記入がある場合、国務院特許行政部門は出願人に指定期限内に補正するよう通知しなければならない。期限内に補正しないものについては優先権を主張しないものとみなす。** **優先権を主張する出願人の姓名又は名称と先の出願書類副本中に記載された出願人の姓名又は名称が**一致しない場合、優先権譲渡の証明資料を提出しなければならず、該当の証明資料を提出していないものは、優先権を主張しないものとみなす。 **意匠特許出願の出願人が外国優先権を主張し、当該特許の先の出願に意匠に関する簡単な説明が含まれていない場合、出願人が特許法第二十八条の規定に沿って提出する簡単な説明が元の出願書類の図面又は写真が示す範囲を超えていなければ、その優先権の享受に影響しない。**
第三十三条 出願人は一つの特許出願において一つ又は複数の優先権を主張することが出来る。複数の優先権を主張する場合は、当該出願の優先権の期限は最も早い優先権日より起算する。 出願人が国内優先権を主張し、先の出願が発明特許である場合は、同じ主題について発明又は実用新案の特許を出願することが出来る。先の出願が実用新案特許の出願である場合は、同じ主題について実用新案又は発明の特許を出願することができる。但し、後の出願を行うに当たり、先の出願の主題に以下の状況のうちの一つがある場合は、国内優先権を主張する基礎とすることは出来ない。 （1）既に外国優先権又は国内優先権を主張している場合 （2）既に特許権を付与されている場合 （3）規定に基づいて提出された分割出願に属する場合 出願人が国内優先権を主張する場合、その先の出願は後の出願が提出された日より取り下げられたものと見なされる。	第三十九条 出願人は一つの特許出願において一つ又は複数の優先権を主張することが出来る。複数の優先権を主張する場合は、当該出願の優先権の期限は最も早い優先権日より起算する。 出願人が国内優先権を主張し、先の出願が発明特許である場合は、同じ主題について発明又は実用新案の特許を出願することが出来る。先の出願が実用新案特許の出願である場合は、同じ主題について実用新案又は発明の特許を出願することができる。但し、後の出願を行うに当たり、先の出願に以下の状況のうちの一つがある場合は、国内優先権を主張する基礎とすることは出来ない。 （1）既に外国優先権又は国内優先権を主張している場合 （2）既に特許権を付与されている場合 （3）規定に基づいて提出された分割出願に属する場合 出願人が国内優先権を主張する場合、その先の出願は後の出願が提出された日より取り下げられたものと見なされる。
第三十四条	第四十条

中国に恒常的居所又は営業所を有さない出願人が特許を出願し又は外国優先権を主張する場合、国務院特許行政部門が必要と認めた時は、以下の書類の提出を要求することが出来る。 （1）国籍証明 （2）出願人が企業又はその他の組織である場合は、その営業所又は本部所在地の証明書類 （3）中国の機関及び個人が当該国国民と同等の条件で、当該国において特許権、優先権及び特許に関わるその他の権利を享有することを出願人所属国が承認する旨の証明書類	中国に恒常的居所又は営業所を有さない出願人が特許を出願し又は外国優先権を主張する場合、国務院特許行政部門が必要と認めた時は、以下の書類の提出を要求することが出来る。 （1）**出願人が個人の場合、その**国籍証明 （2）出願人が企業又はその他の組織である場合は、その**国あるいは地域**の証明書類 （3）中国の機関及び個人が当該国国民と同等の条件で、当該国において特許権、優先権及び特許に関わるその他の権利を享有することを出願人所属国が承認する旨の証明書類
第三十五条 特許法第三十一条第１項の規定に基づいて、一つの特許出願として提出することが出来る、一つの全体的発明構想に属する二つ以上の発明又は実用新案は、技術的に相互に関連し、一つ又は複数の同一又は相応する特定の技術特徴を含んでいなければならない。ここに言う特定の技術特徴とは各項の発明又は実用新案を全体とし、既存の技術に貢献する技術特徴を指す。	第四十一条 特許法第**三十二**条第１項の規定に基づいて、一つの特許出願として提出することが出来る、一つの全体的発明構想に属する二つ以上の発明又は実用新案は、技術的に相互に関連し、一つ又は複数の同一又は相応する特定の技術特徴を含んでいなければならない。ここに言う特定の技術特徴とは各項の発明又は実用新案を全体とし、既存の技術に貢献する技術特徴を指す。
第三十六条 特許法第三十一条第2項に言う同一の類別とは、製品が分類表の中の同一の小分類に属することを指す。一組で販売又は使用するとは、各製品の設計思想が同じで、且つ習慣上同時に販売され同時に使用されることを指す。 特許法第三十一条第２項の規定に基づいて、二つ以上の意匠を一つの出願として提出する場合は、各意匠の通し番号を各意匠を使用した製品の正投影図の前に記さなければならない。	第四十二条 **特許法第三十二条第２項に言う同一製品の複数類似意匠とは、所属分野のデザイン者により当該意匠特許出願の中で同一製品のその他の意匠と簡単な説明の中で指定した基本意匠のデザインに明確な差異が無いものを さす。１件の意匠特許出願中の類似意匠は10項目を超えてはならない。** 特許法第**三十二条**第２項に言う**同一種別でかつセットで販売又は使用される製品に用いられる２件以上の意匠とは、各**製品が分類表中の同一**大**分類に属し、習慣上同時に販売**あるいは**同時に使用され、**且つ各製品の意匠が**同様のデザイン思想**を持つものを指す。** 二つ以上の意匠を一つの出願として提出する場合は、各意匠の通し番号を各意匠を使用した製品の**各**正投影図の**名称の**前に**注記し**なければならない。
第三十七条 出願人が出願を取り下げる場合は、国務院特許行政部門申し立て、発明創造の名称、出願番号、出願日を明記しなければならない。 特許出願を取り下げる申し立てが、国務院特許	第四十三条 出願人が出願を取り下げる場合は、国務院特許行政部門申し立て、発明創造の名称、出願番号、出願日を明記しなければならない。 特許出願を取り下げる申し立てが、国務院特許

行政部門が特許出願書類公開の印刷準備作業を完了した後になされた場合は、出願文書はなお公開される。但し、特許の出願を取り下げる申し立てはその後に出版する特許広報で公告しなければならない。	行政部門が特許出願書類公開の印刷準備作業を完了した後になされた場合は、出願文書はなお公開される。但し、特許の出願を取り下げる申し立てはその後に出版する特許広報で公告しなければならない。
第三章　特許出願の審査と認可	**第三章特許出願の審査と認可**
第三十八条 予備審査、実体審査、復審及び無効宣告手続きにおいて、実体審査と審理を行う者に以下の状況のうちの一つがある場合、自ら忌避しなければならない。 （1）当事者又はその代理人の近い親族である場合 （2）特許出願又は特許権と利害関係がある場合 （3）当事者又はその代理人とその他の関係が有り、公正な審査と審理に影響する可能性がある場合 （4）特許復審委員会の構成員がかつて元の出願の審査に参加していた場合	**第四十四条** 予備審査、実体審査、復審**又は**無効宣告手続きにおいて、実体審査と審理を行う者に以下の状況のうちの一つがある場合、自ら忌避しなければならない。 （1）当事者又はその代理人の近い親族である場合 （2）特許出願又は特許権と利害関係がある場合 （3）当事者又はその代理人とその他の関係が有り、公正な審査と審理に影響する可能性がある場合 （4）特許復審委員会の構成員がかつて元の出願の審査に参加していた場合
第三十九条 国務院特許行政部門は、発明又は実用新案特許出願の願書、明細書（実用新案は添付図面を付さなければならない）及び特許請求範囲書、又は意匠特許出願の願書と意匠の図面又は写真を受領した後、出願日を明確にし、出願番号を付し、出願人に通知しなければならない。 **第四十条** 特許出願書類に以下の状況のうちの一つがある場合、国務院特許行政部門は受理せず、また出願人に通知する。 （1）発明又は実用新案特許の出願に願書、明細書（実用新案の天賦図面を含む）、特許請求範囲書が欠けているか、又は意匠特許の出願に願書、図面又は写真が欠けている場合 （2）中国語を使用していない場合 （3）本細則第百二十条第1項の規定に合致しない場合 （4）願書中に出願者の姓名又は名称及び住所が欠落している場合 （5）明らかに特許法第十八条及び第十九条第1項の規定に合致していない場合	**第四十五条** 特許出願書類に以下の状況のうちの一つがある場合、国務院特許行政部門は受理せず、また出願人に通知する。 （1）発明特許の出願に願書、明細書、**あるいは**特許請求範囲書が欠けている、**実用新案特許の出願に願書、明細書、添付図面あるいは特許請求範囲書が欠けている、**意匠特許の出願に願書、図面あるいは写真**又は簡単な説明**が欠けている場合 （2）中国語を使用していない場合 （3）願書中に出願者の姓名又は名称及び住所が欠落している場合 （4）特許法第**十九条**又は第**二十条**第1項の規定に明らかに合致しない場合 （5）特許出願の類別、**すなわち当該の特許出願が発明特許の出願か実用新案特許の出願か意匠特許の出願かの判断が**不明確であるか又は確定しがたい場合 **本条前述のいずれかの状況を除き、**国務院特許行政部門は**特許出願書類を受け取ったならこれを受理し、**出願日を明確にし、出願番号を付し、出願人に通知しなければならない。

（6）特許出願の類別（発明、実用新案又は意匠）が不明確であるか又は確定しがたい場合	
第四十一条 明細書において添付図面についての説明が記載されているにもかかわらず、添付図面がないか又は添付図面の一部が不足している場合、出願人は国務院特許行政部門が指定する期限内に添付図面を補足提出するか又は添付図面についての説明の取り消しを請求しなければならない。出願人が添付図面を補足提出する場合は、添付図面を特許行政部門に提出又は郵送した日を出願日とする。添付図面についての説明を取り消す場合は、元の出願日を保持する。	第四十六条 明細書において添付図面についての説明が記載されているにもかかわらず、添付図面がないか又は添付図面の一部が不足している場合、出願人は国務院特許行政部門が指定する期限内に添付図面を補足提出するか又は添付図面についての説明の取り消しを請求しなければならない。出願人が添付図面を補足提出する場合は、添付図面を特許行政部門に**補充提出**した日を出願日とする。添付図面についての説明を取り消す場合は、元の出願日を保持する。
第四十二条 一つの特許出願に二つ以上の発明、実用新案又は意匠が含まれる場合、出願人は本細則第五十四条第1項に規定する期限が到来するまでに、国務院特許行政部門に分割出願を申し出ることが出来る。但し、特許出願が既に拒絶され、取り下げられ又は取り下げたものと見なされた場合、分割出願を申し出ることは出来ない。 国務院特許行政部門は、一つの特許出願が特許法第31条と本細則第三十五条又は第三十六条の規定に合致しないと認めた場合、指定期限内にその出願について補正を行なうよう出願人に通知しなければならない。期限が到来しても出願人が回答しない場合は、当該出願は取り下げられたものと見なす。 分割出願は元の出願の類別を変更してはならない。	第四十七条 一つの特許出願に二つ以上の発明、実用新案又は意匠が含まれる場合、出願人は本**条例第五十九条**第１項に規定する期限が到来するまでに、国務院特許行政部門に分割出願を申し出ることが出来る。但し、特許出願が既に拒絶され、取り下げられ又は取り下げたものと見なされた場合、分割出願を申し出ることは出来ない。 国務院特許行政部門は、一つの特許出願が特許法**第三十二条**と本**条例第四十一条**又は**第四十二条**の規定に合致しないと認めた場合、指定期限内にその出願について補正を行なうよう出願人に通知しなければならない。期限が到来しても出願人が回答しない場合は、当該出願は取り下げられたものと見なす。 分割出願は元の出願の類別を変更してはならない。
第四十三条 本細則第四十二条の規定に基づいて提出される分割出願は、元の出願日を保持することができ、優先権を享有することができるものについては、優先権日を保持することが出来るが、元の出願公開の範囲を超えることは出来ない。 分割出願は特許法及び本細則の規定に基づいて関係手続きを取らなければならない。 分割出願の願書には元の出願の出願番号及び出願日を明記しなければならない。分割出願を行うに当たっては、出願人は元の出願書類の副本を提出しなければならない。元の出願が優先権を有する場合は、元の出願の優先権書類の副本	第四十八条 本**条例第四十七条**の規定に基づいて提出される分割出願は、元の出願日を保持することができ、優先権を享有することができるものについては、優先権日を保持することが出来るが、元の出願**に記載された**範囲を超えることは出来ない。 分割出願は特許法及び本**条例**の規定に基づいて関係手続きを取らなければならない。 分割出願の願書には元の出願の出願番号及び出願日を明記しなければならない。

を提出しなければならない。	
第四十四条 特許法第三十四条及び第四十条に言う予備審査とは、特許出願が特許法第二十六条又は第二十七条に規定する書類及びその他の必要な書類を具備しているか、これらの書類が規定の書式に合致しているかを審査することであり、また以下の各項を審査する。 （1）発明特許出願が特許法第五条、第二十五条の規定に明らかに属しているか、又は特許法第十八条、第十九条第1項の規定に合致していないか、又は特許法第三十一条第1項、第三十三条、本細則第二条第1項、第十八条、第二十条の規定に明らかに合致していないか。 （2）実用新案特許出願が特許法第五条、第25条の規定に明らかに属しているか、又は特許法第十八条、第十九条第1項の規定に合致していないか、又は特許法第二十六条第3項、第4項、第三十一条第1項、第三十三条、本細則第二条第2項、第十三条第1項、第十八条乃至第二十三条、第四十三条第1項の規定に明らかに合致していないか、又は特許法第九条の規定に基づいて特許権を取得できないか。 （3）意匠特許出願が特許法第五条の規定に明らかに属しているか、又は特許法第十八条、第十九条第1項の規定に合致しないか、又は特許法第三十一条第2項、第三十三条、本細則第二条第3項、第十三条第1項、第四十三条第1項の規定に明らかに合致していないか、又は特許法第九条の規定に基づいて特許権を取得することができないか。 国務院特許行政部門は審査意見を出願人に通知し、指定の期限内に意見を陳述し又は補正するよう要求しなければならない。出願人が期限が到来しても補正しない場合は、その出願は取り下げられたものと見なす。出願人が意見を陳述し又は補正した後、国務院特許行政部門がなお前項の各規定に合致していないと認める場合、拒絶しなければならない。	第四十九条 特許法第三十五条と第四十一条に言う予備審査とは、特許出願が特許法第二十七条又は第二十八条に規定する出願書類及びその他の必要な書類を具備しているかを　審査することであり、また以下の各項を審査する。 （1）発明特許出願が特許法第五条、第二十六条の規定する状況に明らかに属しているか、又は特許法第十九条、第二十条第１項、第二十一条第１項、第二十七条第６項の規定に合致していないか、又は特許法第三十二条第１項、第三十四条、本条例第二条第１項、第二十一条から第二十五条、第三十条の規定に明らかに合致していないか。 （2）実用新案特許出願が特許法第五条、第二十六条の規定する状況に明らかに属しているか、又は特許法第十九条、第二十条第1項、第二十一条第1項、本条例第二条第2項、第二十一条から第二十五条、第二十七条から第二十九条の規定に合致していないか、又は特許法第二十三条第2項、第4項、第二十七条第3項、第5項、第三十二条第1項、第三十四条、本条例第二十六条、第四十八条第1項の規定に明らかに合致していないか、又は特許法第九条の規定に基づいて特許権を取得できないか。 （3）意匠特許出願が特許法第五条、第二十四条第3項、第二十六条第1項第（6）号の規定する状況に明らかに属しているか、又は特許法第十九条、第二十条第1項、本条例第二条第3項、第二十一条、第二十二条、第三十三条、第三十四条の規定に合致しないか、又は特許法二十四条第1項、第三十二条第2項、第三十四条、本条例第四十八条第1項の規定に明らかに合致していないか、又は特許法第九条の規定に基づいて特許権を取得することができないか。 **（4）出願書類が本条例第三条、第四条第1項、第百三十二条の規定に合致していないか。** 国務院特許行政部門は審査意見を出願人に通知し、指定の期限内に意見を陳述し又は補正するよう要求しなければならない。出願人が期限が到来しても補正しない場合は、その出願は取り下げられたものと見なす。出願人が意見を陳述

	し又は補正した後、国務院特許行政部門がなお前項の各規定に合致していないと認める場合、拒絶しなければならない。
第四十五条 特許出願書類以外に、出願人が国務院特許行政部門に提出する特許出願に関わるその他の書類に以下の状況のうちの一つがある場合は、提出されていないものと見なす。 （1）規定の書式を使用せず又は記入が規定に合致していない場合 （2）規定に基づいて証明材料を提出していない場合 国務院特許行政部門は提出されていないと見なす審査意見を出願人に通知しなければならない。	第五十条 特許出願書類以外に、出願人が国務院特許行政部門に提出する特許出願に関わるその他の書類に以下の状況のうちの一つがある場合は、提出されていないものと見なす。 （1）規定の書式を使用せず又は記入が規定に合致していない場合 （2）規定に基づいて証明材料を提出していない場合 国務院特許行政部門は提出されていないと見なす審査意見を出願人に通知しなければならない。
第四十六条 出願人がその特許出願の早期公開を請求する場合は、国務院特許行政部門に申し立てなければならない。国務院特許行政部門は当該出願について予備審査を行った後、拒絶するものを除き、直ちに出願を公開しなければならない。	第五十一条 出願人がその特許出願の早期公開を請求する場合は、国務院特許行政部門に申し立てなければならない。国務院特許行政部門は当該出願について予備審査を行った後、拒絶するものを除き、直ちに出願を公開しなければならない。
第四十七条 出願人は特許法第二十七条の規定に基づいて意匠を使用する製品及びその所属類別を明記するに当たり、国務院特許行政部門が公表する意匠製品分類表を使用しなければならない。意匠を使用する製品の所属類別が明記されていないか又は記載された類別が適切でない場合、国務院特許行政部門は補充又は変更することが出来る。	（削除を提案）
第四十八条 発明特許出願の公開日より特許権付与の公告日までは、何人も特許法の規定に合致しない特許出願について国務院特許行政部門に意見を提出し、かつ理由を説明することが出来る。	第五十二条 発明特許出願の公開日より特許権付与の公告日までは、何人も特許法の規定に合致しない特許出願について国務院特許行政部門に意見を提出し、かつ理由を説明することが出来る。
第四十九条 発明特許の出願人に正当な理由があって特許法第三十六条に規定する検索資料又は審査結果資料を提出できない場合は、国務院特許行政部門に申し出て、且つ関係資料を入手した後補充提出しなければならない。	第五十三条 発明特許の出願人に正当な理由があって特許法**第三十七条**に規定する検索資料又は審査結果資料を提出できない場合は、国務院特許行政部門に申し出て、且つ関係資料を入手した後補充提出しなければならない。
第五十条 国務院特許行政部門が特許法第三十五条第 2 項の規定に基づいて特許出願について自ら審査を	第五十四条 国務院特許行政部門が特許法**第三十六条**第 2 項の規定に基づいて**発明**特許出願について自ら

行う時は、出願人に通知しなければならない。	審査を行う時は、出願人に通知しなければならない。
第五十一条 発明特許出願人は、実体審査を請求する時及び国務院特許行政部門が発行する発明特許出願が実体審査段階に入る旨の通知書を受領した日より起算して3ヶ月以内に、発明特許出願に対して自発的に補正することが出来る。 実用新案又は意匠特許の出願人は、実用新案又は意匠特許出願に対して自発的に補正することが出来る。 出願人が国務院特許業務部門が発行する審査意見通知書を受領した後特許出願書類に対して補正する場合は、通知書の要求に基づいて補正しなければならない。 国務院特許業務部門は特許出願書類中の文字と記号の明らかな誤りを自ら補正することが出来る。国務院特許行政部門が自ら補正する場合は、出願人に通知しなければならない。	第五十五条 発明特許出願人は、実体審査を請求する時及び国務院特許行政部門が発行する発明特許出願が実体審査段階に入る旨の通知書を受領した日より起算して3ヶ月以内に、発明特許出願に対して自発的に補正することが出来る。 実用新案又は意匠特許の出願人は、実用新案又は意匠特許出願に対して自発的に補正することが出来る。 出願人が国務院特許業務部門が発行する審査意見通知書を受領した後特許出願書類に対して補正する場合は、通知書の**述べる欠陥**に基づいて補正しなければならない。 **出願人が提出した修正書類が本条第1項又は第2項の規定に合致しない場合、国務院特許行政部門はこれを考慮せず、この修正前の出願書類を基礎として審査を実施できる。出願人が提出した修正書類が本条第3項の規定に合致しない場合、国務院特許行政部門は出願人に通知しなければならない。該当の通知を受け取ったなら、出願人は再度修正書類を提出できる。この修正もまだ本条第3項の規定に合致しない場合、国務院特許行政部門はこれを考慮せず、この修正前の出願書類を基礎として継続して審査を実施できる。** 国務院特許業務部門は特許出願書類中の文字と記号の明らかな誤りを自ら補正することが出来る。国務院特許行政部門が自ら補正する場合は、出願人に通知しなければならない。
第五十二条 発明又は実用新案特許出願の明細書又は特許範囲請求書の補正部分は、個々の文字の補正又は増減を除き、規定の書式に基づいて差し替え頁を提出しなければならない。意匠特許出願の図面又は写真の補正は、規定に基づいて差し替え頁を提出しなければならない。	（削除を提案）
第五十三条 特許法第三十八条の規定に基づいて、発明特許出願を実体審査の後拒絶すべき状況とは、以下のものを指す。 （1）出願が本細則第二条第1項の規定に合致し	第五十六条 特許法**第三十九条**の規定に基づいて、発明特許出願を実体審査の後拒絶すべき状況とは、以下のものを指す。 （1）**出願が特許法第五条、第二十六条の規定す**

ない場合 （2）出願が特許法第五条、第二十五条の規定に属し、又は特許法第二十二条、本細則第十三条第1項、第二十条第1項、第二十一条第2項の規定に合致せず、又は特許法第九条の規定に従って特許権を取得できない場合 （3）出願が特許法第二十六条第3項、第4項、又は第三十一条第1項の規定に合致しない場合 （4）出願の補正が特許法第三十三条の規定に合致せず、又は分割出願が本細則第四十三条第１項の規定に合致しない場合	**る状況に属する、又は特許法第九条の規定に従って特許権を取得できない場合** （2）出願が特許法**第二十一条第1項、第二十三条、第二十七条第3項、第5項、第6項、第三十二条第1項、本条例第二条第1項、第二十六条第2項の規定に合致しない場合** （3）**出願の補正が特許法第三十四条の規定に合致せず、又は分類出願が本条例第四十八条第１項の規定に合致しない場合**
第五十四条 国務院特許行政部門が特許権を付与する旨の通知を出した後、出願人は通知を受領した日より起算して2ヶ月以内に登録手続きを取らなければならない。出願人が期限内に登録手続きを取った場合、国務院特許行政部門は特許権を付与し、特許証を交付し、公告しなければならない。 期限が到来しても登録手続きを行わない場合特許権を取得する権利を放棄したものと見なす。	第五十七条 国務院特許行政部門が特許権を付与する旨の通知を出した後、出願人は通知を受領した日より起算して2ヶ月以内に登録手続きを取らなければならない。出願人が期限内に登録手続きを取った場合、国務院特許行政部門は特許権を付与し、特許証を交付し、公告しなければならない。 期限が到来しても登録手続きを行わない場合特許権を取得する権利を放棄したものと見なす。
第五十五条 実用新案特許権を付与する旨の決定が公告された後、実用新案特許権者は実用新案特許検索報告書を作成するよう国務院特許行政部門に請求することができる。 実用新案特許検索報告書の作成を請求する場合は、請求書を提出し、且つ、実用新案特許の特許番号を指定しなければならない。一つの請求は一つの実用新案特許に限る。 国務院特許行政部門は実用新案特許検索書作成の請求を受領した後、審査を行わなければならない。請求が規定の要求に合致しない場合、指定の期限内に補正するよう請求人に通知しなければならない。	第五十八条 実用新案**又は意匠権**を付与する旨の決定が公告された後、特許権者**又は利害関係者**は**特許権評価報告書**を国務院特許行政部門に請求することができる。 **前述の利害関係者とは、特許権者と特許実施許可契約を交わした被許可者を指す。** 第五十九条 **特許権評価報告書**の作成を請求する場合は、**特許権評価報告請求書**を提出し、特許番号を**明記**しなければならない。1回の請求は1件の特許**権**に限られなければならない。 **特許権評価報告請求書**が**前述**の規定に合致しない場合、国務院特許行政部門は請求者に指定期限内に補正するよう通知しなければならない。**請求者が期限までに補正しない場合、請求は提出されていないとみなす。**
第五十六条 審査を行い、実用新案特許検索報告書の請求が規定に合致している場合は、国務院特許行政部門は速やかに実用新案特許検索報告書を作成しなければならない。	第六十条 **国務院特許行政部門が、特許権評価報告請求書の述べる実用新案又は意匠の特許権が特許法および本条例の規定する特許権付与の条件に合致しているとみなす場合、すみやかに特許権評価**

検索の結果、関係する実用新案特許が特許法第二十二条の新規性又は創造性の規定に合致しないと国務院特許行政部門が認めた場合は、対比書類を引証し、理由を説明し、且つ引証する対比書類の複写を添付しなければならない。	報告を作成しなければならない。特許法および本条例の規定する特許権付与の条件に合致していないとみなす場合、その初歩的評価意見とその理由を特許権者に通知しなければならない。特許権者は該当の通知を受け取った日から 15 日以内に意見を述べることが出来る。国務院特許行政部門は特許権者の意見を考慮した後、すみやかに特許権評価報告を作成しなければならない。特許権者が期限を過ぎても意見を述べない場合、特許権評価報告の作成には影響しない。 第六十一条 国務院特許行政部門は公式サイトで作成した特許権評価報告を公布しなければならない。公布後、企業又は個人はいずれも国務院特許行政部門の発行する特許権評価報告の副本を請求することが出来る。 国務院特許行政部門が特許権評価報告を公布する前に、同一の実用新案又は意匠の特許権に対する特許権評価報告の請求が多数ある場合、国務院特許行政部門は特許権評価報告を 1 部のみ作成する。国務院特許行政部門が特許権評価報告を公布した後で、報告が述べる実用新案又は意匠の特許権に対して特許権評価報告を再度作成するよう請求する場合、国務院特許行政部門はこれを受理しない。
第五十七条 国務院特許行政部門は、特許公告、特許書類中に発生した誤りを発見した場合は、速やかに訂正し、且つ行なった訂正について公告しなければならない。	第六十二条 国務院特許行政部門は、特許公報、特許単行書中に発生した誤りを発見した場合は、速やかに訂正し、且つ行なった訂正について公告しなければならない。 特許公報、特許単行書に文字、符号の明らかな誤り又は誤編集があるとみなす者は誰でも、国務院特許行政部門に対してその理由を説明できる。確認後、国務院特許行政部門はすみやかにこれを訂正し、且つ行った訂正について公告しなければならない。
第四章特許出願の復審と特許権の無効宣告	第四章特許出願の復審と特許権の無効宣告
第五十八条 特許復審委員会は国務院特許行政部門が指定する技術の専門家と法律の専門家から構成され、主任委員は国務院特許行政部門の責任者が兼任する。	第六十三条 特許復審委員会は国務院特許行政部門が指定する技術の専門家と法律の専門家から構成され、主任委員は国務院特許行政部門の責任者が兼任する。
第五十九条	第六十四条

特許法第四十一条の規定に基づいて特許復審委員会に復審を請求する場合は、復審請求書を提出し、理由を説明し、必要な場合には更に関係する証拠を添付しなければならない。 復審請求書が規定の書式に合致しない場合、復審請求人は特許復審委員会の指定する期限内に補正しなければならない。期限が到来しても補正しない場合、当該復審請求は提出されなかったものと見なす。	特許法**第四十二条第1項**の規定に基づいて特許復審委員会に復審を請求する場合は、復審請求書を提出し、理由を説明し、必要な場合には更に関係する証拠を添付しなければならない。 **復審請求書が特許法第二十条第１項又は第四十二条第１項の規定に合致しない場合、復審請求人はこれを受理せず、出願人にこれを通知する。** 第六十五条 **復審請求書は規定の書式を採用しなければならない。**規定の書式に合致しない場合、復審請求人は特許復審委員会の指定する期限内に補正しなければならない。期限が到来しても補正しない場合、当該復審請求は提出されなかったとみなす。
第六十条 請求人は復審を請求し又は特許復審委員会の復審通知書に回答する時、特許出願書類を補正することが出来る。但し、補正は拒絶決定又は復審通知書の指摘する欠陥の除去に限られなければならない。 補正された特許出願書類は一式二部提出しなければならない。	第六十六条 請求人は復審を請求し又は特許復審委員会の復審通知書に回答する時、特許出願書類を補正することが出来る。但し、補正は拒絶決定又は復審通知書の指摘する欠陥の除去に限られなければならない。
第六十一条 特許復審委員会は受理した復審請求書を国務院特許行政部門の元の審査部門に回して審査させなければならない。元の審査部門が復審請求人の請求に基づいて元の決定の取り消しの同意する場合、特許復審委員会はこれに基づいて復審の決定を行い、復審請求人に通知しなければならない。	第六十七条 特許復審委員会は受理した復審請求書を国務院特許行政部門の元の審査部門に回して審査させなければならない。元の審査部門が復審請求人の請求に基づいて元の決定の取り消しの同意する場合、特許復審委員会はこれに基づいて復審の決定を行い、復審請求人に通知しなければならない。
第六十二条 特許復審委員会が復審を行った後、復審請求が特許法と本細則の関係規定に合致していないと認めた場合、復審請求人に通知し、指定の期限内に意見を陳述するよう要求しなければならない。期限が到来しても回答しない場合、当該復審請求は取り下げられたものと見なす。意見を陳述し又は補正した後、特許復審委員会がなお特許法と本細則の規定に合致していないと認めた場合、元の拒絶決定を維持する復審決定を行わなければならない。	第六十八条 特許復審委員会が復審を行った後、復審請求が特許法と本**条例**の関係規定に合致していないと認めた場合、復審請求人に通知し、指定の期限内に意見を陳述するよう要求しなければならない。期限が到来しても回答しない場合、当該復審請求は取り下げられたものと見なす。意見を陳述し又は補正した後、特許復審委員会がなお特許法と本**条例**の規定に合致していないと認めた場合、元の拒絶決定を維持する復審決定を行わなければならない。

特許復審委員会が復審を行った後、元の拒絶決定が特許法と本細則の関係規定に合致していないと認めた場合、又は補正を行った特許出願書類が元の拒絶決定の指摘する欠陥を取り除いた場合、元の拒絶決定を取り消し、元の審査部門が引き続き審査手続きを行わなければならない。	特許復審委員会が復審を行った後、元の拒絶決定が特許法と本**条例**の関係規定に合致していないと認めた場合、又は補正を行った特許出願書類が元の拒絶決定の指摘する欠陥を取り除いた場合、元の拒絶決定を取り消し、元の審査部門が引き続き審査手続きを行わなければならない。
第六十三条 復審請求人は特許復審委員会が決定を行うまでは、その復審請求を取り下げることが出来る。復審請求人が特許復審委員会が決定を行うまでにその復審請求を取り下げた場合、復審手続きは終了する。	第六十九条 復審請求人は特許復審委員会が決定を行うまでは、その復審請求を取り下げることが出来る。復審請求人が特許復審委員会が決定を行うまでにその復審請求を取り下げた場合、復審手続きは終了する。
第六十四条 特許法第四十五条の規定に基づいて、特許権の無効又は一部無効の宣告を請求する場合は、特許復審委員会に特許権無効宣告請求書及び必要な証拠一式二部を提出しなければならない。無効宣言請求書は提出する全ての証拠を組み合わせ、無効宣言請求の理由を具体的な説明し、また各理由の根拠となる証拠を指摘しなければならない。 前項に言う無効宣言請求の理由とは、特許を付与された発明創造が特許法第二十二条、第二十三条、第二十六条第3項、第4項、第三十三条、又は本細則第二条、第十三条第1項、第二十条第1項、第二十一条第2項の規定に合致しないか、又は特許法第五条、第二十五条の規定に属するか、又は特許法第九条の規定に基づいて特許権を取得することができないことを指す。	第七十条 特許法**第四十六条**の規定に基づいて、特許権の無効又は一部無効の宣告を請求する場合は、特許復審委員会に特許権無効宣告請求書及び必要な証拠一式二部を提出しなければならない。無効宣言請求書は提出する全ての証拠を組み合わせ、無効宣言請求の理由を具体的な説明し、また各理由の根拠となる証拠を指摘しなければならない。 前項に言う無効宣言請求の理由とは、付与された**特許権**が特許法**第二十一条第1項、第二十三条、第二十四条、第二十七条第3項、第5項、第三十四条、本条例第二条、第二十六条第2項、第四十八条第1項**の規定に合致しないか、又は特許法**第五条、第二十六条**の規定に属するか、又は特許法第九条の規定に基づいて特許権を取得することができないことを指す。
第六十五条 特許権無効宣告請求書が本細則第六十四条の規定に合致しない場合は、特許復審委員会は受理しない。 特許復審委員会が無効宣告請求について決定を行った後、また同様の理由と証拠によって無効宣告を請求した場合、特許復審委員会は受理しない。 特許を付与した意匠が他人が先に取得した合法的権利と衝突することを理由に意匠特許権の無効を宣告するよう請求したが、発効した、権利の衝突を証明できる処理決定又は判決を提出しない場合は、特許復審委員会は受理しない。 特許権無効宣告請求書が規定の書式に合致して	第七十一条 **特許権の無効宣告請求が以下の状況に合致する場合、特許復審委員会はこれを受理せず、出願人に通知する。** **（1）特許法第二十条第1項の規定に合致しない場合** **（2）本条例第七十六条の規定に合致しない場合** **（3）特許復審委員会が無効宣告請求に対し決定を下した後で、同様の理由と証拠を以って無効宣告請求をした場合** 第七十二条 **特許権無効宣告請求書は規定の書式に合致し**

いない場合、無効宣告請求人は特許復審委員会が指定する期限内に補正しなければならない。期限が到来しても補正しない場合は、当該無効宣告請求は提出されなかったものと見なす。	**ていなければならない。**規定の書式に合致していない場合、無効宣告請求人は特許復審委員会が指定する期限内に補正しなければならない。期限が到来しても補正しない場合は、当該無効宣告請求は提出されなかったものと見なす。
第六十六条 特許復審委員会が無効宣告請求を受理した後請求人は無効宣告請求を提出した日より起算して１ヶ月以内に理由を増加し又は証拠を補充することが出来る。期限を過ぎて理由を増加し又は証拠を補充した場合は、特許復審委員会は考慮しなくてよい。	第七十三条 特許復審委員会が無効宣告請求を受理した後請求人は無効宣告請求を提出した日より起算して１ヶ月以内に理由を増加し又は証拠を補充することが出来る。期限を過ぎて理由を増加し又は証拠を補充した場合は、特許復審委員会は考慮しなくてよい。
第六十七条 特許復審委員会は特許権無効宣告請求書と関係書類の副本を特許権者に送付し、指定の期限内に意見を陳述するよう要求しなければならない。 特許権者と無効宣告請求人は指定の期限内に特許復審委員会が発行した転送書類通知書又は無効宣告請求審査通知書に回答しなければならない。期限が到来しても回答しない場合は、特許復審委員会の審理に影響しない。	第七十四条 特許復審委員会は特許権無効宣告請求書と関係書類の副本を特許権者に送付し、指定の期限内に意見を陳述するよう要求しなければならない。 特許権者と無効宣告請求人は指定の期限内に特許復審委員会が発行した転送書類通知書又は無効宣告請求審査通知書に回答しなければならない。期限が到来しても回答しない場合は、特許復審委員会の審理に影響しない。
第六十八条 無効宣告請求の審査過程において、発明又は実用新案の特許権者はその特許請求範囲書を補正することが出来るが、元の権利の保護範囲を拡大することはできない。 発明又は実用新案特許の特許権者は特許明細書と図面を補正してはならない。意匠特許の特許権者は図面、写真、要約説明を補正してはならない。	第七十五条 無効宣告請求の審査過程において、発明又は実用新案の特許権者はその特許請求範囲書を補正することが出来るが、元の権利の保護範囲を拡大することはできない。 発明又は実用新案特許の特許権者は特許明細書と図面を補正してはならない。意匠特許の特許権者は図面、写真、要約説明を補正してはならない。
第六十九条 特許復審委員会は当事者の請求又は事件内容の必要に応じて、無効宣告請求について口頭審理を行う旨決定することが出来る。 特許復審委員会が無効宣告請求について口頭審理を行う旨決定した場合は、当事者に対して口頭審理通知書を発行し、口頭審理を行う期日と場所を告知しなければならない。当事者は通知書の指定する期限内に回答しなければならない。 無効宣告請求人が特許復審委員会の発行する口頭審理通知書に対し指定の期限内に回答せず、	第七十六条 特許復審委員会は当事者の請求又は事件内容の必要に応じて、無効宣告請求について口頭審理を行う旨決定することが出来る。 特許復審委員会が無効宣告請求について口頭審理を行う旨決定した場合は、当事者に対して口頭審理通知書を発行し、口頭審理を行う期日と場所を告知しなければならない。当事者は通知書の指定する期限内に回答しなければならない。 無効宣告請求人が特許復審委員会の発行する口頭審理通知書に対し指定の期限内に回答せず、

また口頭審理に参加しない場合は、その無効宣告請求は取り下げられたものと見なす。特許権者が口頭審理に参加しない場合は、欠席審理を行うことが出来る。	また口頭審理に参加しない場合は、その無効宣告請求は取り下げられたものと見なす。特許権者が口頭審理に参加しない場合は、欠席審理を行うことが出来る。
第七十条 無効宣告請求の審理手続きにおいて、特許復審委員会が指定した期限は延長してはならない。	第七十七条 無効宣告請求の審理手続きにおいて、特許復審委員会が指定した期限は延長してはならない。
第七十一条 特許復審委員会が無効宣告請求について決定を行うまでは、無効宣告請求人はその請求を取り下げることが出来る。 無効宣告請求人が、特許復審委員会が決定を行うまでにその請求を取り下げた場合、無効宣告請求審査手続きは終止する。	第七十八条 特許復審委員会が無効宣告請求について決定を行うまでは、無効宣告請求人はその請求を取り下げることが出来る。 無効宣告請求人が、特許復審委員会が決定を行うまでにその請求を取り下げた場合、無効宣告請求審査手続きは終止する。**ただし、特許復審委員会がすでに証拠を基礎として特許権の無効宣告を作成できる、又は部分的に無効の決定を下せるとみなす場合、審査手続きは終了しない。**
第五章　特許の裁定実施権	第五章　特許の裁定実施権
第七十二条 特許権付与の日より起算して満3年経過した後は、如何なる機関も特許法第四十八条の規定に基づいて、国務院特許行政部門に裁定実施権の裁定を請求することができる。 裁定実施権の裁定を請求する場合は、国務院特許行政部門に裁定実施権裁定請求書を提出し、理由を説明し、また関係証明書類各一式二部を添付しなければならない。 国務院特許行政部門は裁定実施権裁定請求書の副本を特許権者に送達しなければならない。特許権者は国務院特許行政部門の指定する期限内に意見を陳述しなければならない。期限が到来しても回答しない場合、国務院特許行政部門の裁定実施権に関する裁定に影響しない。 国務院特許行政部門が行う裁定実施権の実施決定は、国内市場の需要に応えるためであることに限定しなければならない。裁定実施権が関わる発明創造が半導体技術である場合は、裁定実施権は公共の非商業的使用、若しくは司法手続行政手続によって反競争行為であると確定し救済を与える使用に限定される。	第七十九条 裁定実施権の**付与**を請求する場合は、国務院特許行政部門に裁定実施権裁定請求書を提出し、理由を説明し、また関係証明書類各一式二部を添付しなければならない。 国務院特許行政部門は裁定実施権裁定請求書の副本を特許権者に送達しなければならない。特許権者は国務院特許行政部門の指定する期限内に意見を陳述しなければならない。 期限が到来しても回答しない場合、国務院特許行政部門の決定には影響しない。 **国務院特許行政部門は、裁定実施権の請求を撤回する決定を下す又は裁定実施権の裁定を行う前に、出願人又は特許権者に通知し、意見陳述の機会を与えなければならない。**
	第八十条 特許法第四十九条第（1）項の言う当該特許

	を十分に実施していないとは、特許権者および被許可者が当該特許を実施する方法又は規模が国内の特許製品又は特許方法の需要を満たしていないことを指す。 特許法第五十一条の言う薬品とは、公共の健康問題が必要とする医薬品分野のすべての特許製品又は特許の方法により獲得した製品を指し、当該製品の製造に必要な活性成分および当該製品の使用に必要な診断用品を含む。
	第八十一条 中国に本条例第八十条第２項の述べる薬品の製造能力が無い又は製造能力が不十分な場合、不十分な場合、国務院特許行政部門は特許法第五十条の規定に基づいて当該薬品特許の裁定実施権の裁定を許可し、被許可者が世界貿易機関（WTO）成員から当該成員の裁定実施権により製造し且つ中国に輸出した当該薬品を輸入することを許可する。 本条前項の規定により、国務院特許行政部門に裁定実施権の裁定を請求する場合、願書中に中国が必要とする薬品の名称と数量を明記し、さらに中国が当該薬品の製造能力を持たない又は能力が不十分であることの証明を提供しなければならない。
	第八十二条 国務院特許行政部門が本条例第八十一条第一項における強制許可を付与する場合、国務院の関連主管部門は、合理的な措置により、輸入薬品がその他国家に再輸出されることを防止しなければならない。 薬品を製造し輸出するWTO加盟国家が、すでに当該薬品の特許権人に適切な報酬を支払っている場合、中国の強制許可を取得した単位または個人は、再支給しなくてもよい。
	第八十三条 国務院特許行政部門が本条例第八十一条第一項における強制許可を付与する場合、国務院の関連主管部門は、中国が必要とする薬品の名称と数量を明記し、中国が当該薬品の製造能力を持たないまたは不足している等の情報を確認し、WTOに通知しなければならない。
	第八十四条 特許法第五十一条規定に基づき強制許可を請

	求するものは、次の条件に符合していなければならない。 （一）輸入国家がWTO加盟国家である場合、必要とする薬品の名称と数量をすでにWTOに通知している。 輸入国家が非WTO加盟国家である場合、外交ルートまたはその他の方法で、必要とする薬品の名称と数量をすでに中国に説明している。 （二）輸出国家がWTOに加盟している発展途上国である場合、同国が当該薬品の製造能力を持たないまたは不足していることを証明している。 （三）当該薬品が輸出国家において特許権を付与されている場合、輸出国家は当該特許薬品に対し輸入許可の強制許可をすでに取得または準備している。 本条前項規定の条件に符合しない場合は、国務院特許行政部門は強制許可請求の決定を却下しなければならない。
	第八十五条 国務院特許行政部門が特許法第五十一条の規定に基づき強制許可を付与した場合、その決定において以下の要求が明確にされていなければならない。 （一）強制許可により製造された薬品の数量は、輸入国家が必要とする数量を超えてはならず、また全て同輸入国家に輸出されなければならない。 （二）強制許可を取得した単位が製造した薬品は特定の表示または表記により当該薬品が強制許可に基づいて製造されたものであることを明確に注記しなければならない。実行可能且つ薬品価格に明らかな影響を及ぼさない場合、特徴的な色または形状、または特徴的な包装を薬品本体に採用しなければならない。 （三）薬品の積載輸送を行う前に、強制許可を取得した単位は、自身のウェブサイトまたはWTOの関連ウェブサイト上で、輸入国家に輸送される薬品の数量及び本条第（二）項で述べられた薬品の識別特徴等の情報を公布しなければならない。
	第八十六条 国務院特許行政部門が特許法第五十一条の規定に基づき強制許可を付与した場合、国務院の

	関連主管部門は、次の情報をWTOに通知しなければならない。 （一）強制許可を取得した単位の名称と住所 （二）輸出する薬品の名称と数量 （三）輸入国家 （四）強制許可の期限 （五）薬品の数量及び本条第八十七条第（二）項に述べられた薬品の識別特徴等の方法を公布したウェブサイトのアドレス
第七十三条 特許法第五十四条の規定に基づき、国務院特許行政部門に使用費の額面についての裁決を求める場合、当事者は裁決請求書を提出し、双方が協議において合意できないことの証明文書を添付しなければならない。国務院特許行政部門は、請求書を受領した日より３か月以内に裁決を行い、当事者に通知しなければならない。	第八十七条 特許法第五十八条の規定に基づき、国務院特許行政部門に使用費の額面についての裁決を求める場合、当事者は裁決請求書を提出し、双方が協議において合意できないことの証明文書を添付しなければならない。国務院特許行政部門は、請求書を受領した日より３か月以内に裁決を行い、当事者に通知しなければならない。
第六章　職務発明の発明人または設計人に対する奨励と報酬	第六章　職務発明の発明人または設計人に対する奨励と報酬
	第八十八条 中国単位は《中華人民共和国労働契約法》で制定された規則制度または発明人または設計人との契約において約定された特許法第十七条に基づく奨励と報酬を行うことができる。規定または約定されていない場合は、本条例第八十九条、第九十条の規定を適用する。 前項で述べられた奨励と報酬の支払いは、貨幣方式を採用することができ、また株式、ストックオプション等の非貨幣方式を採用することもできる。 職務発明の発明人または設計人が、本条第一項で述べられた規則制度における規定または契約において定められた奨励と報酬が著しく非合理的であるとした場合、単位と協議を行うことができる。協議で合意に達しなかった場合は、第八十九条、第九十条の規定を適用する。
第七十四条 特許権を付与された国有企事業単位は、特許権公告日より3か月以内に発明人または設計人に報奨を与えなければならない。発明特許一件あたりの報奨は2,000元を下回ってはならない。実用新案特許または意匠特許一件あたりの報奨は500元を下回ってはならない。	第八十九条 特許権を付与された中国単位は、特許権公告日より3か月以内に発明人または設計人に報奨を与えなければならない。発明特許一件あたりの報奨は2,000元を下回ってはならない。実用新案特許または意匠特許一件あたりの報奨は500元を下回ってはならない。

発明人または設計人の意見が所属単位に採用されたことにより完成された発明については、特許権を付与された中国単位は、特例的に報奨を与えなければならない。 企業は、発明人または設計人に与える報奨を原価として計上することができ、事業単位は事業費の中から支出することができる。	発明人または設計人の意見が所属単位に採用されたことにより完成された発明については、特許権を付与された**中国**単位は、特例的に**報奨を与えなければならない**。 企業は、発明人または設計人に**与える報奨**を原価として計上することができ、事業単位は事業費の中から支出することができる。
第七十五条 特許権を付与された国有企事業単位は、特許権の有効期限内であれば、発明特許を実施した後、同発明または実用新案特許により得られた税引後利益の中から 2%を下回らない額、または、同意匠特許により得られた税引後利益の中から 0.2%を下回らない額を、報酬として発明人または設計人に毎年支払わなければならない。または、上述の比率を参照し、発明人または設計人に一度のみの報酬を与えなければならない。 第七十六条 特許権を付与された国有企事業単位が、その他単位または個人がその特許を実施することを許可した場合、同特許の実施を許可することにより取得した使用費の税引後額の 10%を下回らない額を発明人または設計人に報酬として支払わなければならない。	第九十条 特許権を付与された**中国単位**は、特許権の有効期限内であれば、発明特許を実施した後、同発明または実用新案特許により得られた税引後利益の中から**2%**を下回らない額、または、同意匠特許により得られた税引後利益の中から**0.2%**を下回らない額を、報酬として発明人または設計人に毎年支払わなければならない。または、上述の比率を参照し、発明人または設計人に一度のみの報酬**を与えなければならない。** 特許権を付与された**中国**単位が、その特許権、許可をその他単位または個人がその特許を実施するよう**譲渡した場合**、その取得した**譲渡費**、使用費の税引後額の 10%を下回らない額を発明人または設計人に報酬として支払わなければならない。
第七十七条 本章の報奨と報酬に関する規定は、中国のその他単位も参考とし実施することができる。	（削除の提案）
	第九十一条 **職務発明の発明人、設計人が取得する奨励と報酬の権利は労働人事関係の解雇または終了による喪失しない。ただし、中国単位と発明人、設計人との間で締結された契約において約定がある場合を除く。** **職務発明の発明人、設計人が死亡した場合、その取得する報酬は継承人が法に基づき継承しなければならない。**
第七章　特許権の保護	第七章　特許権の保護
第七十八条 特許法と本細則における特許管理工作部門とは、省、自治区、直轄市人民政府及び特許管理作業の量が多く、処理能力を有する地区の市人民政府が設立した特許管理工作部門を指す。	第九十二条 省、自治区、直轄市人民政府と各市人民政府が設立した特許管理工作部門は、特許法**第六十一条の規定に基づき特許権侵害紛争を処理し、特許権侵害の賠償額を調停**することができる。

	省、自治区、直轄市人民政府と各市人民政府が設立した特許管理工作部門、及び**県級以上の人民政府が経済社会発展の需要に基づき設立した特許管理工作部門は、特許法第六十四条、第六十五条、本条例第九十三条の規定に基づき、他人の権利の詐称、特許模倣行為の調査及び特許紛争の調停を行うことができる。**
第七十九条 特許法第五十七条規定を除き、特許管理工作部門は次に列挙した特許紛争について当事者に請求でき、また調停を行うことができる。 （一）特許出願権と特許権の帰属をめぐる紛争 （二）発明人、設計人資格をめぐる紛争 （三）職務発明の発明人、設計人の奨励と報酬をめぐる紛争 （四）発明特許出願公布後における特許権授与前の発明の使用により発生した適切な費用の未払いをめぐる紛争 前項第（四）項における紛争について、特許権人が特許管理工作部門に調停を求める場合は、特許権が付与された後でなければならない。	第九十三条 特許法**第六十一条**規定を除き、特許管理工作部門は次に列挙した特許紛争について当事者に請求でき、また調停を行うことができる。 （一）特許出願権と特許権の帰属をめぐる紛争 （二）発明人、設計人資格をめぐる紛争 （三）職務発明**創造**の発明人、設計人の奨励と報酬をめぐる紛争 （四）発明特許出願公布後における特許権授与前の発明の使用により発生した適切な費用の未払いをめぐる紛争 前項第（四）項における紛争について、特許権人が特許管理工作部門に調停を求める場合は、特許権が付与された後でなければならない。
第八十条 国務院特許行政部門は、特許管理工作部門の特許紛争の処理と調停に対し業務指導を行わなければならない。	第九十四条 国務院特許行政部門は、特許管理工作部門の特許侵害紛争の処理、特許紛争の調停**及び他人の特許の詐称、特許模倣行為についての調査に対し業務指導を行わなければならない。** **特許管理工作部門が、特許権侵害紛争、他人の特許の詐称行為または特許模倣行為が重大な影響を及ぼすと認めた場合、国務院特許行政部門に組織的に処理または調査を行うよう求めることができる。**
第八十一条 当事者が特許紛争の処理または調停を求める場合、請求人の所在地または権利侵害行為のあった地区の特許管理工作部門が担当する。 二つ以上の特許管理工作部門が特許紛争の管轄権を有する場合、当事者はそのうち一つの特許管理工作部門に要求することができる。当事者が二つ以上の管轄権を有する特許管理工作部門に要求した場合、最も早く受理した特許管理工作部門が管轄する。 特許管理工作部門で管轄権に対する争議が発生した場合、共通の上級人民政府特許管理工作	第九十五条 当事者が特許紛争の処理または調停を求める場合、請求人の所在地または権利侵害行為のあった地区の特許管理工作部門が担当する。 二つ以上の特許管理工作部門が特許紛争の管轄権を有する場合、当事者はそのうち一つの特許管理工作部門に要求することができる。当事者が二つ以上の管轄権を有する特許管理工作部門に要求した場合、最も早く受理した特許管理工作部門が管轄する。 特許管理工作部門で管轄権に対する争議が発生した場合、共通の上級人民政府特許管理工作

部門により管轄が指定される。共通の上級人民政府特許管理部門がない場合は、国務院特許行政部門により管轄が指定される。	部門により管轄が指定される。共通の上級人民政府特許管理部門がない場合は、国務院特許行政部門により管轄が指定される。
第八十二条 特許侵害紛争の処理過程において、請求人が無効宣告請求を提出し、特許再審委員会がそれを受理した場合、特許管理工作部門に処理の中止を求めることができる。 特許管理工作部門が、請求人が提出した中止理由が明らかに不当であると認めた場合は、処理を中止しなくてもよい。	第九十六条 特許侵害紛争の処理過程において、請求人が無効宣告請求を提出し、特許再審委員会がそれを受理した場合、特許管理工作部門に処理の中止を求めることができる。 **次の情況のどれかに**当てはまる場合は、特許管理工作部門は処理を中止しなくてもよい。 **（一）請求人が特許権無効宣告を請求する根拠と理由が明らかに不十分である場合** **（二）請求人により無効宣告を請求された特許権が発明特許権である、または特許再審委員会が有効を保持または一部有効であると審査した実用新案または意匠特許権である場合** **（三）特許権評価報告において実用新案特許権または意匠特許権が特許法と本条例で規定された特許権付与の条件に符合している場合** **（四）権利権を侵害された技術または設計が明らかに当該特許権の保護範囲外である場合** **（五）請求人がその実施する技術または設計が既存の技術または既存の設計のものであるということを証明する証拠がある場合**
第八十三条 特許権人は特許法第十五条規定に基づき、その特許製品または当該製品の包装上に特許標識を表示する場合、国務院特許行政部門により規定された方式に基づいて表示しなければならない。	第九十七条 特許権人は特許法**第十六条**規定に基づき、その特許製品または当該製品の包装上に特許標識を表示する場合、国務院特許行政部門により規定された方式に基づいて表示しなければならない。
第八十四条 次に当てはまる行為は、他人の特許を詐称する行為であるとする。 （一）許可を得ずに、製造または販売する製品、製品の包装上に他人の特許番号を表記する （二）許可を得ずに、広告またはその他宣伝材料において他人の特許番号を使用し、それに関わる技術が他人の特許技術であると誤解させる （三）許可を得ずに、契約において他人の特許番号を使用し、当該契約が関わる技術が他人の特許技術であると誤解させる （四）他人の特許証書、特許文書または特許出願文書の偽造または変造	第九十八条 次に当てはまる行為は、他人の特許を詐称する行為であるとする。 （一）許可を得ずに、製造または販売する製品、製品の包装上に他人の特許番号を表記する （二）許可を得ずに、広告またはその他宣伝材料において他人の特許番号を使用し、それに関わる技術**または設計**が他人の特許技術または**特許設計**であると誤解させる （三）許可を得ずに、契約において他人の特許番号を使用し、当該契約が関わる技術**または設計**が他人の特許技術または**特許設計**であると誤解させる

	（四）他人の特許証書、特許文書または特許出願文書の偽造または変造 **他人の特許の詐称情況が深刻で、犯罪の構成に関わる場合、特許管理工作部門は法に依り公安機関に処理を移送しなければならない。**
第八十五条 次に当てはまる行為は、非特許製品を特許製品であると詐称する、非特許方法を特許方法であると詐称する行為であるとする。 （一）特許表記のある非特許製品の製造または販売 （二）特許権の無効宣告後に引き続き製造または販売する製品上に特許標識を表示する （三）広告またはその他宣伝材料において、非特許技術を特許技術であると称する （四）契約において、非特許技術を特許技術であると称する （五）特許証書、特許文書または特許出願文書の偽造または変造	第九十九条 次に当てはまる行為は、非特許製品を特許製品であると詐称する、非特許方法を特許方法であると詐称する行為であるとする。 （一）特許表記のある非特許製品の製造または販売 （二）特許権の無効宣告後**または終了後**に引き続き製造または販売する製品上に特許標識を表示する （三）広告またはその他宣伝材料において、**出願中の特許を特許である**と称する、または非特許技術あるいは**非特許設計**を特許技術または**特許設計**であると称する （四）契約において、**出願中の特許を特許**であると称する、または非特許技術あるいは**非特許設計**を特許技術または**特許設計**であると称する （五）特許証書、特許文書または特許出願文書の偽造または変造 **特許権終了前に法に基づき特許製品または特許方法に基づき直接取得した製品上に特許表示を表記し、特許権終了後も当該製品の販売を許諾されている場合は、特許詐称行為とはみなさない。** **本条第一項第（五）項で規定された行為の情況が深刻で、犯罪の構成に関わる場合、特許管理工作部門は法に依り公安機関に処理を移送しなければならない。**
第八十六条 当事者は、特許出願権または特許権の帰属が原因の紛争が発生し、特許管理工作部門にすでに調停を求めているまたは人民法院にすでに起訴している場合、国務院特許行政部門に関連手続きの中止を求めることができる。 前項規定に基づき関連手続きの中止を求める場合、国務院特許行政部門に請求書を提出し、特許管理工作部門または人民法院の関連受理文書の副本を添付しなければならない。 特許管理工作部門が作成した調停書または人	第百条 当事者は、特許出願権または特許権の帰属が原因の紛争が発生し、特許管理工作部門にすでに調停を求めているまたは人民法院にすでに起訴している場合、国務院特許行政部門に関連手続きの中止を求めることができる。前項規定に基づき関連手続きの中止を求める場合、国務院特許行政部門に請求書を提出し、特許管理工作部門または人民法院の**特許出願番号**または**特許番号**を明記された**関連立案文書の複写**を添付しなければならない。

民法院が行った判決の効力発生後は、当事者は国務院特許行政部門に関連処理の続行手続きを行うことができる。中止要求日より 1 年以内に関連特許出願権または特許権の帰属をめぐる紛争が解決されておらず、引き続き関連処理の中止が必要な場合は、請求人は当該期限内に中止の延長を請求しなければならない。期限満了までに延長請求を行っていない場合は、国務院特許行政部門は関連処理を続行するものとする。	特許管理工作部門が作成した**調停書**または人民法院が行った判決の効力発生後は、当事者は国務院特許行政部門に関連処理の続行手続きを行うことができる。中止要求日より 1 年以内に関連特許出願権または特許権の帰属をめぐる紛争が解決されておらず、引き続き関連処理の中止が必要な場合は、請求人は当該期限内に中止の延長を請求しなければならない。期限満了までに延長請求を行っていない場合は、国務院特許行政部門は関連処理を続行するものとする。
第八十七条 人民法院が民事案件において特許権に対し保全措置を取ると裁決した場合、国務院特許行政部門は執行に協力する際、保全される特許出願権または特許権の関連処理を中止しなければならない。保全期間満了後、人民法院が引き続き保全措置を取る裁定を下していない場合、国務院特許行政部門は関連処理を再開するものとする。	第百一条 人民法院が民事案件において**特許出願権**または特許権に対し保全措置を取ると裁決した場合、国務院特許行政部門は**特許出願番号または特許番号が明記された裁定書と執行協力通知書**を受領した日に、保全される**特許出願権または**特許権の関連処理を中止しなければならない。保全期間満了後、人民法院が引き続き保全措置を取る裁定を下していない場合、国務院特許行政部門は関連処理を再開するものとする。
第八章　特許登記と特許公報	第八章　特許登記と特許公報
第八十八条 国務院特許行政部門が設置した特許登記簿に、特許出願と特許権に関わる次の事項を登記する。 （一）特許権の授与 （二）特許出願権、特許権の移転 （三）特許権の抵当、保全及びその解除 （四）特許実施許可契約の記録 （五）特許権の無効宣言 （六）特許権の終了 （七）特許権の回復 （八）特許実施の強制許可 （九）特許権人の氏名または名称、国籍、住所の変更	第百二条 国務院特許行政部門が設置した特許登記簿に、特許出願と特許権に関わる次の事項を登記する。 （一）特許権の授与 （二）**国防特許権、機密保持特許権の解除** （三）特許出願権、特許権の移転 （四）特許権の抵当、保全及びその解除 （五）特許実施許可契約の記録 （六）特許権の無効宣言 （七）特許権の終了 （八）特許権の回復 （九）特許実施の強制許可 （十）特許権人の氏名または名称、国籍、住所の変更
第八十九条 国務院特許行政部門が定期出版する特許公報は、次の内容を公布または公告するものとする。 （一）特許出願に記載された記録事項 （二）発明または実用新案特許の説明書の概要、意匠特許の画像または写真及びその簡略な説明 （三）発明特許出願の実質審査請求と国務院特許行政部門の発明特許出願に対し実質審査を行	第百三条 国務院特許行政部門が**印刷物、電子形式**により定期出版する特許公報は、次の内容を公布または公告するものとする。 （一）**発明特許出願の記録事項と説明書の概要** （二）発明特許出願の実質審査請求と国務院特許行政部門の発明特許出願に対し実質審査を行うことの決定

うことの決定 （四）機密保持特許の内容 （五）発明特許出願公布後の却下、撤回、撤回判断 （六）特許権の授与 （七）特許権の無効宣言（八）特許権の終了 （九）特許出願権、特許権の移転 （十）特許実施許可契約の記録 （十一）特許権の抵当、保全及びその解除 （十二）特許実施強制許可の付与 （十三）特許出願または特許権の回復 （十四）特許権人の氏名または名称、住所の変更 （十五）住所不明な当事者への通知 （十六）国務院特許行政部門による訂正 （十七）その他の関連事項 発明または実用新案の説明書及びその付属図、権利要求書については、国務院特許行政部門が別途全文を出版する。	（三）発明特許出願公布後の却下、撤回、撤回判断、回復、移転 （四）特許権の授与及び**特許権の記録事項**（五）発明または実用**新案特許**の説明書の概要、意匠**特許**の画像**一枚**または写真 （六）**国防特許権**、機密保持特許権の解除 （七）特許権の無効宣言） （八）特許権の終了、回復 （九）特許権の移転 （十）特許実施許可契約の記録 （十一）特許権の抵当、保全及びその解除 （十二）特許実施強制許可の付与 （十三）特許権人の氏名または名称、住所の変更 （十四）**文書の公告送付** （十五）国務院特許行政部門による訂正 （**十六**）その他の関連事項
	第百四条 **国務院特許行政部門は印刷物、電子文書形式で発明特許出願の単行本及び発明特許、実用新案特許、意匠特許の単行本を出版するものとする。上述の単行本は特許公報と同日に出版されなければならない。** **発明特許出願の単行本及び発明特許、実用新案特許の単行本は、表紙、権利要求書、説明書及び図案が含まれていなければならない。意匠特許の単行本は表紙、画像または写真と簡略な説明が含まれていなければならない。**
	第百五条 **国務院特許行政部門は、相互利益の原則に基づき、その他国家、地区の特許機関または地域性特許組織との特許文献の交換を行うものとする。国務院特許行政部門は、特許公報、発明特許出願の単行本及び発明特許、実用新案特許、意匠特許の単行本を無料で公衆の閲覧に提供しなければならない。**
第九章　費用	第九章　費用
第九十条 国務院特許行政部門に特許とその他の手続きを出願する際、次の費用を支払わなければならない。	第百六条 国務院特許行政部門に特許とその他の手続きを出願する際、次の費用を支払わなければならない。

（一）出願費、出願付加費、公布印刷費 （二）発明特許出願実質審査費、再審費 （三）特許登記費、公告印刷費、出願維持費、年費 （四）記録事項変更費、優先権要求費、権利回復請求費、期限延長請求費、実用新案特許検索報告費 （五）無効宣告請求費、手続中止請求費、強制許可請求費、強制許可使用費の裁決請求費 前項に列挙した各種費用の納付標準は、国務院価格管理部門と国務院特許行政部門が規定するものとする。	（一）出願費、出願付加費 （二）発明特許出願実質審査費、再審費 （三）特許登記費、年費 （四）優先権要求費、権利回復請求費、期限延長請求費 （五）**特許権評価報告請求費**、無効宣告請求費 前項に列挙した各種費用の納付標準は、国務院価格管理部門と国務院特許行政部門が規定するものとする。
第九十一条 特許法と本条例が規定した各種費用は、国務院特許行政部門に直接納付することができ、郵便振込または銀行振込、または国務院特許行政部門が規定したその他方式により納付することもできる。 郵便振込または銀行振込で納付する場合は、国務院特許行政部門に送付する振込書に出願番号または特許番号及び納付する費用の名称を正確に明記しなければならない。本規定に符合していない場合は、納付手続きを行っていないものとみなす。 国務院特許行政部門に費用を直接納付する場合は、納付した当日を納付日とする。郵便振込方式により費用を納付する場合は、郵便局が振込処理を行った消印日を納付日とする。銀行振込方式により費用を納付する場合は、銀行が実際に振込処理を行った日を納付日とする。ただし、振込処理日より国務院特許行政部門が受領する日までが15日を超えている場合、郵便局または銀行が証明した場合を除き、国務院特許行政部門が受領した日を納付日とする。 権利費用の過払い、二重払い、納付ミスについて、当事者は納付日より１年以内であれば、国務院特許行政部門に返金請求を提出することができる。	第百七条 特許法と本**条例**が規定した各種費用は、国務院特許行政部門に直接納付することができ、郵便振込または銀行振込、または国務院特許行政部門が規定したその他方式により納付することもできる。 郵便振込または銀行振込で納付する場合は、国務院特許行政部門に送付する振込書に出願番号または特許番号及び納付する費用の名称を正確に明記しなければならない。本規定に符合していない場合は、納付手続きを行っていないものとみなす。 国務院特許行政部門に費用を直接納付する場合は、納付した当日を納付日とする。郵便振込方式により費用を納付する場合は、郵便局が振込処理を行った消印日を納付日とする。銀行振込方式により費用を納付する場合は、銀行が実際に振込処理を行った日を納付日とする。 権利費用の過払い、二重払い、納付ミスについて、当事者が納付日より３年以内に国務院特許行政部門に返金を要求した場合は、**国務院特許行政部門は返金しなければならない。**
第九十二条 出願人は受理通知書を受け取った後、遅くとも出願日より2か月以内に出願費、公布印刷費と必要な付加費を納付しなければならない。期限満了までに未納付または不足のある場合は、出	第百八条 当事者は受理通知書の受取日より15日以内または出願日より2か月以内に出願費と必要な**出願**付加費を納付しなければならない。期限満了までに未納付または不足のある場合は、出願を

願を撤回したものとみなす。 出願人が優先権を要求する場合、出願費の納付と同時に優先権要求費を納付しなければならない。未納付または不足のある場合は、優先権を要求していないものとみなす。	撤回したものとみなす。 出願人が優先権を要求する場合、出願費の納付と同時に優先権要求費を納付しなければならない。未納付または不足のある場合は、優先権を要求していないものとみなす。
第九十三条 当事者が実質審査、権利回復または再審を求める場合、特許法及び本細則で規定された関連期限内に費用を納付しなければならない。期限満了までに未納付または不足のある場合は、請求を提出していないものとみなす。	第百九条 当事者が実質審査、権利回復または再審を求める場合、特許法及び本条例で規定された関連期限内に費用を納付しなければならない。期限満了までに未納付または不足のある場合は、請求を提出していないものとみなす。
第九十四条 発明特許出願人が出願日より 2 年以内に特許権を付与されていない場合は、第三年度より申請維持費を支払わなければならない。	（削除を提案）
第九十五条 出願人は登記手続きを行う際、特許冬季費、公告印刷費、特許権授与の当年の年費を支払わなければならない。発明特許出願人は、各年度の申請維持費も併せて納付しなければならないが、特許権授与の当年はその中に含まれない。期限満了までに未納付または不足のある場合は、登記手続きを行っていないものとみなす。以後の年費は、前年度期限満了前の 1 か月以内に納付しなければならない。 第九十六条 特許権人が期限内に特許権授与の当年以後の年費について未納付または不足のある場合、国務院特許行政部門は特許権人が品費納付期限満了日より 6 か月以内に支払い、同時に滞納金を支払うよう特許権人に通知しなければならない。滞納金の金額は規定の納付時間を 1 か月過ぎる毎に、当年年費全額の 5%を加算することを基準として計算するものとする。期限満了までに未納付または不足のある場合は、特許権は年費納付期限満了日をもって終了としなければならない。	第百十条 出願人は登記手続きを行う際、特許登記費と特許権授与の当年の年費を支払わなければならない。期限満了までに未納付または不足のある場合は、登記手続きを行っていないものとみなす。 **特許権授与の当年**以後の年費は、前年度の期間満了前に**納付**しなければならない。特許権人が**未納付または不足のある場合**、国務院特許行政部門は年費納付期限の満了日より 6 か月**以内**に前回納付費用を支払い、同時に納付金額は当年の年費額に 20%の滞納金を加えた金額を支払うよう特許権人に通知しなければならない。**期限満了までに未納付**または**不足のある**場合は、特許権は年費納付期限満了日をもって終了としなければならない。
第九十七条 記録事項変更日、実用新案特許検索報告費、手続中止請求費、強制許可請求費、強制許可使用費の裁決請求費、無効宣告請求費は、請求提出日より 1 か月以内に規定に基づいて納付しなければ	第百十一条 **特許権評価報告請求費**、無効宣告請求費は、請求提出日より 1 か月以内に納付しなければならない。期限延長請求費は、期限満了日前に納付しなければならない。期限満了までに未納付また

ならない。期限延長請求費は、期限満了日前に納付しなければならない。期限満了までに未納付または不足のある場合は、請求を提出していないものとみなす。	は不足のある場合は、請求を提出していないものとみなす。
第九十八条 出願人または特許権人が本細則で規定された各種費用を納付することが困難な場合、規定に基づき国務院特許行政部門に減額または分割納付の要求を提出することができる。減額または分割納付の方法は、国務院特許行政部門の国務院財政部門、国務院価格管理部門との協議により規定される。	第百十二条 出願人または特許権人が本条例で規定された各種費用を納付することが困難な場合、規定に基づき国務院特許行政部門に減額または分割納付の要求を提出することができる。減額または分割納付の方法は、国務院特許行政部門の国務院財政部門、国務院価格管理部門との協議により規定される。
第十章　国際出願に関する特別規定	第十章　国際出願の中国国内段階における処理の規定
第九十九条 国務院特許行政部門は特許法第二十条規定に基づき、特許協力条約に基づく特許の国際出願の提出を受理する。 特許協力条約が提出し指定した中国の特許の国際出願（以下、国際出願と略す）に基づいた中国国内段階における処理の条件と手続きには本章の規定を適用するものとする。本章に規定のない場合は、特許法及び本細則のその他各章の関連規定を適用するものとする。	第百十三条 特許協力条約が提出し指定した中国の特許の国際出願（以下、国際出願と略す）に基づいた中国国内段階における処理の条件と手続きには本章の規定を適用するものとする。本章に規定のない場合は、特許法及び本**条例**のその他各章の関連規定を適用するものとする。
第百条 特許協力条約によりすでに国際出願日が確定され、また指定された中国の国際出願は、国務院特許行政部門に提出された特許出願であるものとみなし、当該国際出願日は特許法第二十八条でいう出願日とみなす。 国際段階において、国際出願が撤回または撤回と見なすと判断された場合、同国際出願の中国における効力は終了する。	第百十四条 特許協力条約によりすでに国際出願日が確定され、また指定された中国の国際出願は、国務院特許行政部門に提出された特許出願であるものとみなす。**中国が特許協力条約実施細則の関連規定に対し保留を決定したものを除き**、当該国際出願日は特許法第**二十九条**でいう出願日とみなす。 国際段階において、**国際出願が撤回または撤回と見なす**と判断された場合、同国際出願の中国における効力は終了する。
第百一条 国際出願の出願人は、特許協力条約第二条でいう優先権日（本章では“優先権日”と略す）より30か月以内に、国務院特許行政部門に国際出願の中国国内段階の次に挙げる手続きを行わなければならない。 （一）その国際出願について国内段階手続きを行う書面声明の提出。声明に国際出願番号、取得	第百十五条 国際出願の出願人は、特許協力条約第二条でいう優先権日（本章では“優先権日”と略す）より30か月以内に、国務院特許行政部門に中国国内段階の手続きを行わなければならない。**出願人が当該期限内に手続を行っていない場合**、期限延長費を支払った後であれば、優先権日より32か月**以内に中国国内段階の手続きを行うこ**

を希望する特許権の種類、発明の名称、出願人の氏名または名称、出願人の住所、発明人の氏名を明記し、上述の内容が国際局の記録と一致していなければならない。 （二）本細則第九十条第一項で規定された出願費、出願付加費、公布印刷費の納付 （三）国際出願を中国語以外の言語で提出する場合、元の国際出願の説明書、権利要求書、図中の文字と概要の中国語訳文を提出しなければならない。国際出願を中国語で行った場合、国際公布文書の概要副本を提出しなければならない。 （四）図を含む国際出願の場合、図の副本を提出しなければならない。国際出願を中国語で行った場合、国際公布文書の概要図副本を提出しなければならない。 出願人が前項規定の期限内に中国国内段階の手続を行っていない場合、期限延長費を納付した後、優先権日より 32 か月以内の相応の期限満了前であれば手続を行うことができる。	**とができる。** **出願人が前項でいう 32 か月の期限内に中国国内段階の手続きを行わなかった場合、当該国際出願の中国における効力は終了とする。**
第百二条 出願人が本細則第百〇一条第二項で規定された期限内に中国国内段階の手続きを行っていない、または当該期限の満了時に次の事項のいずれかに当てはまっている場合、その国際出願の中国における効力は終了したものとする。 （一）中国国内段階の手続きを行う声明に国際出願番号が明記されていない （二）本細則第九十条第一項で規定された出願費、公布印刷費、本細則第百〇一条第二項で規定された期限延長費を納付していない （三）国際出願を中国語以外の言語で提出し、元の国際出願の説明書と権利要求書の中国語訳文を提出していない 中国においてすでに効力が終了している国際出願については、本細則第七条第二項の規定は適用しないものとする。	第百十六条 出願人が**本条例第百十五条**第一項の規定に**基づき**中国国内段階の手続きを行う場合、**次の要求に符合していなければならない。** **（一）中国語で中国国内段階の手続きを行う書面声明を提出し、取得を希望する特許の種類と国際出願番号を明記している** （二）**本条例第百〇六条**第一項で規定された出願費を納付し、必要な場合は**本条例第百十五条第一項**に規定された期限延長費を納付している （三）国際出願を中国語以外の言語で提出する場合、元の国際出願の説明書と権利要求書の中国語訳文を提出している **本条前項の要求に符合する場合、国務院特許行政部門は出願番号を付与し、国際出願が中国国内段階の手続きを行う時期（以下、手続日と略す）を明確にし、出願人に通知しなければならない。優先権日より 32 か月の期限満了までに本条前項の要求に符合していない場合は、国務院特許行政部門は出願人にその国際出願の中国における効力が終了したことを通知しなければならない。**
	第百十七条 **本条例第百十四条第二項の規定に基づいて中**

	国における効力が終了した国際出願については、本条例第八条規定は適用しないものとする。 本条例第百十五条第二項または第百十六条第二項の規定に基づいて中国における効力が終了した国際出願については、本条例第八条第二項規定は適用しないものとする。
第百三条 出願人が中国国内段階における手続きを行う際、次の事項に一つでも当てはまる場合は、国務院特許行政部門は出願人に指定期限内に補正を行うよう通知しなければならない。 （一）概要の中国語訳文または概要の副本を提出していない （二）図の副本または概要の図の副本を提出していない （三）中国国内段階の手続きを行う声明の中に発明の名称、出願人氏名または名称、出願人の住所、発明人の氏名が中国語で明記されていない （四）中国国内段階の手続きを行う声明の内容または書式が規定に符合していない 期限満了までに出願人が補正していない場合、その出願は撤回するものとみなす。	第百十八条 出願人が本条例第百十五条第一項の規定に基づいて中国国内段階の手続きを行う場合、次の要求を満たしていなければならない。 （一）中国国内段階の手続きを行う書面声明に発明の名称、出願人氏名または名称、住所、発明人の氏名を明記し、上述の内容は国際局の記録と一致していなければならない。国際出願に発明人を明記していない場合は、上述の声明に発明人氏名を明記している （二）国際出願を中国語以外の言語で提出する場合、概要の中国語訳文と図案の概要の副本を提出している。図中に文章がある場合、図中の文章の中国語訳文を提出している。国際出願を中国語で提出する場合は、国際公布文書の概要と図の概要の副本を提出している （三）国際段階において国際局がすでに出願人変更手続を行っている場合に、変更後の出願人が出願権を有することの証明材料を提出している （四）必要な場合、本条例第百〇六条第一項で規定された出願付加費を納付している 本条前項の要求を満たさない場合は、国務院特許行政部門は出願人に指定期限内に補正するよう通知しなければならない。期限満了までに撤回していない場合は、その出願を撤回するものとみなす。
第百四条 国際出願が国際段階において修正を行い、出願人が修正した出願文書を基に審査を行うよう要求する場合、出願人は国務院特許行政部門が国家公布の準備作業を完了する前に修正部分の中国語訳文を提出しなければならない。当該期間内に中国語訳文の提出がない場合は、出願人が国際段階において提出した修正について、国務院特許行政部門は考慮しないものとする。	第百十九条 国際出願が国際段階において修正を行い、出願人が修正した出願文書を基に審査を行うよう要求する場合、手続日より２か月以内に修正部分の中国語訳文を提出しなければならない。期限満了までに提出のない場合は、国務院特許行政部門は出願人が国際段階において行った修正について考慮しないものとする。
第百五条	第百二十条

出願人が中国国内段階の手続きを行う際、次の要求を満たしていなければならない。 （一）国際出願の中で発明人を明記していない場合、中国国内段階の手続きを行う声明の中で発明人氏名を明記している （二）国際段階において国際局に出願人変更手続をすでに行っている場合、変更後の出願人が出願権を有することの証明材料を提出しなければならない （三）出願人と優先権を基に先行出願を行った出願人が同一人ではない、または先行出願を提出後に氏名を変更した場合、必要に応じて出願人が優先権を有することの証明材料を提供しなければならない （四）国際出願が関わる発明が、特許法第二十四条第（一）項または第（二）項のいずれかに当てはまり、国際出願において声明を作成している場合、中国国内段階の手続きを行う声明の中で説明を行い、手続日より 2 か月以内に本条例第三十一条第二項で規定された関連証明文書を提出しなければならない。 出願人が本条第一項第（四）項の要求を満たしていない場合、その出願には特許法第二十四条規定は適用されないものとする。	国際出願が関わる発明が、特許法第**二十五条**第（一）項または第（二）項のいずれかに当てはまり、国際出願を提出するさいに声明を作成した場合、**出願人**は中国国内段階の手続きを行う**書面**声明の中で説明を行い**、手続日より** 2 か月以内に**本条例第三十六条第一項**で規定された関連証明文書を提出しなければならない。**説明がないまたは期限満了までに証明文書が提出されていない**場合は、その出願には特許法**第二十五条**規定は適用されないものとする。
第百六条 出願人が特許協力条約に基づき生物材料サンプルの保存について説明を行った場合、本細則第二十五条第（三）項の要求を満たしているものとみなす。出願人は中国国内段階の手続きを行う声明の中に保存事項を記載した文書及び当該文書における具体的な記載位置を明記しなければならない。 出願人が、すでに提出した国際出願の説明書の中に生物材料サンプルの保存事項についてすでに記載しているが、中国国内段階の手続きを行う声明の中で明記していない場合、手続日より4か月以内に補正を行わなければならない。期限満了までに補正がない場合は、当該生物材料は保存が提出されていないものとみなす。 出願人が中国国内段階の手続きを行う手続日より 4 か月以内に国務院特許行政部門に生物材料サンプルの保存証明と生存証明を提出した場合、本細則第二十五条第（一）項で規定された	第百二十一条 **出願人が国際段階において特許協力条約規定に基づき生物材料サンプルの保存について説明を行った場合、国際出願の中国国内段階の手続きを行う声明の中に保存事項を記載した文書及び当該文書における具体的な記載位置を明記し、生物材料サンプルの保存証明と生存証明を提出しなければならない。明記していないまたは証明を提出していない場合、出願人は手続日より** 4 か月以内に補正を行わなければならない。期限満了までに補正がない場合は、当該生物材料は保存が提出されていないものとみなす。

期限内に提出したものとみなす。	
	第百二十二条 国際出願が関わる発明の遺伝資源により完成されたものである場合、出願人は国際出願の中国国内段階の手続きを行う声明の中で説明を行い、規定の表に、当該遺伝資源の直接の出所または元の出所を明記しなければならない。
第百七条 出願人が国際段階において、すでに一項目またはそれ以上の優先権をすでに要求し、中国国内段階の手続きを行う際に当該優先権の継続的な有効性を要求した場合、中国が特許協力条約実施細則の関連規定に対し定めた保留事項を除き、特許法第三十条の規定に基づきすでに書面声明を提出したものとみなす。 出願人が国際段階において提出した優先権書面声明に記載ミスがあるまたは先行出願の出願番号が記載されていない場合、中国国内段階手続きを行う際に改正要求を提出または先行出願の出願番号の記入を行うことができる。出願人が訂正要求を提出した場合、優先権要求訂正要求費を納付しなければならない。 出願人が国際段階において特許協力条約の規定に基づきすでに先行出願文書副本を提出している場合、中国国内段階の手続きを行う際に国務院特許行政部門に先行出願文書副本を提出する必要はない。出願人が国際段階において先行出願文書副本を提出していない場合、国務院特許行政部門が必要と認めた際は、出願人に指定期限内に提出するよう通知することができる。出願人が期限満了までに提出していない場合は、優先権を要求していないものとみなす。 優先権要求が国際段階において未提出であり、国際局が当該情報を公布しているが、出願人に正当な理由がある場合、中国国内段階の手続きにおいて国務院特許行政部門にその優先権の回復を要求することができる。	第百二十三条 出願人が国際段階において、すでに一項目またはそれ以上の優先権をすでに要求し、中国国内段階の手続きを行う際に当該優先権の継続的な有効性を要求した場合、**中国が特許協力条約実施細則の関連規定に対し定めた保留事項を除き**、特許法第三十一条の規定に基づきすでに書面声明を提出したものとみなす。 出願人は**手続日より2か月以内**に優先権要求費を納付しなければならない。未納付または不足のある場合は、当該優先権を要求していないものとみなす。 出願人が国際段階において特許協力条約の規定に基づきすでに先行出願文書副本を提出している場合、国務院特許行政部門に先行出願文書副本を提出する必要はない。出願人が国際段階において先行出願文書副本を提出していない場合、国務院特許行政部門が必要と認めた際は、出願人に指定期限内に提出するよう通知することができる。出願人が期限満了までに提出していない場合は、**優先権を要求していないものとみなす。**
第百八条 優先権日より30か月の期限満了前に、国務院特許行政部門が事前に国際出願の処理と審査を済ませるよう要求した場合、出願人は中国国内段階の手続きの他に、特許協力条約第二十三条第二項の規定に基づいて求を提出しなければな	第百二十四条 優先権日より30か月の期限満了前に、国務院特許行政部門が事前に国際出願の処理と審査を済ませるよう要求した場合、出願人は中国国内段階の手続きの他に、特許協力条約第二十三条第二項の規定に基づいて請求を提出しなければ

らない。国際局が国務院特許行政部門に国際出願を伝送していない場合、出願人は確認済みの国際出願副本を提出しなければならない。	ならない。国際局が国務院特許行政部門に国際出願を伝送していない場合、出願人は確認済みの国際出願副本を提出しなければならない。
第百九条 実用新案特許の国際出願の取得を要求する場合、出願人は中国国内段階の手続日より1か月以内であれば、国務院特許行政部門に説明書、付属図、権利要求書の訂正を提出することができる。 発明特許の国際出願の取得を要求する場合は本細則第五十一条第一項の規定を適用するものとする。	第百二十五条 実用新案特許の国際出願の取得を要求する場合、出願人は**手続日より2か月以内**に**特許出願文書を自主的に訂正できる**。 発明特許の国際出願の取得を要求する場合は本条例**第五十六条**第一項の規定を適用するものとする。
第百十条 出願人が、提出した説明書、権利要求書または付属図の言語の中国語訳文にミスがあることを発見した場合、次に規定された期限内であれば元の国際出願文書に基づいて訂正することができる。 （一）国務院特許行政部門が国家公布の準備作業を完了させる前 （二）国務院特許行政部門が発行した発明特許出願の実質審査段階開始通知書の受領日より3か月以内 出願人が訳文のミスを訂正した場合、訳文の訂正ページを提出し、規定の訳文訂正費を納付しなければならない。 出願人が国務院特許行政部門の通知書の要求に基づき訳文を訂正した場合、指定の期限内に本条第二項で規定された手続きを行わなければならない。期限満了までに規定の手続きを行っていない場合、同出願は撤回されたものとみなす。	第百二十六条 出願人が、提出した説明書、権利要求書または付属図の言語の中国語訳文にミスがあることを発見した場合、次に規定された期限内であれば元の国際出願文書に基づいて訂正することができる。 （一）国務院特許行政部門が**発明特許出願の公布または実用新案特許権の公告**についての準備作業を完了させる前 （二）国務院特許行政部門が発行した発明特許出願の実質審査段階開始通知書の受領日より3か月以内 出願人が訳文のミスを訂正した場合、規定の訳文訂正費の納付請求を書面で提出しなければならない。 出願人が国務院特許行政部門の通知書の要求に基づき訳文を訂正した場合、指定の期限内に本条第二項で規定された手続きを行わなければならない。期限満了までに規定の手続きを行っていない場合、同出願は撤回されたものとみなす。
第百十一条 発明特許の国際出願の取得を要求し、国務院特許行政部門による初歩的審査で特許法と本細則の関連規定に符合していると認められたものは、特許公報上で公布されなければならない。国際出願が中国語以外の言語で提出されている場合、出願文書の中国語訳文が公布されなければならない。 発明特許権の取得を要求する国際出願が中国語で提出され、国際局により中国語で国際公布された場合、国際公布日より特許法第十三条の	第百二十七条 発明特許の国際出願の取得を要求し、国務院特許行政部門による初歩的審査で特許法と本**条例**の関連規定に符合していると認められたものは、公布されなければならない。 **国際出願が中国語で国際公布された場合、国務院特許行政部門は特許公報上でその記録事項と概要を公布しなければならない。国際出願が中国語以外の言語で国際公布された場合、国務院特許行政部門は特許公法上でその記録事項と概要を公布する他、特許出願の単行本を中国語**

規定が適用される。国際局により中国語以外の言語で国際公布された場合、国務院特許行政部門による公布日より特許法第十三条の規定が適用される。 国際出願について、特許法第二十一条と第二十二条における公布とは、本条第一項で規定されている公布を指す。	**で出版しなければならない。** 発明特許権の取得を要求する国際出願が中国語で提出され、国際局により中国語で国際公布された場合、国際公布日より特許法第十三条の規定が適用される。国際局により中国語以外の言語で国際公布された場合、国務院特許行政部門による公布日より特許法第十三条の規定が適用される。 国際出願について、特許法第**二十二**条と第**二十三**条における公布とは、本条第一項で規定されている公布を指す。
第百十二条 国際出願に二項目以上の発明または実用新案が含まれる場合、出願人は中国国内段階の手続きを開始した後、本細則第四十二条第一項の規定に基づき個別に出願することができる。 国際段階において、国際検索単位または国際初歩的審査単位が当該国際出願が特許協力条約規定の単一的要求に符合しないと認めた際、出願人が規定に基づいた付加費を納付しておらず、国際出願の一部分が国際検索または国際初歩的審査を経られない場合、中国国内段階の手続きを行う際に、出願人が当該部分の審査結果を基にするよう要求し、国務院特許行政部門が国際検索単位または国際初歩的審査単位の発明に対する単一的判断が正確であると認めた場合、出願人に指定期限内に単一的回復費を納付するよう通知しなければならない。期限満了までに未納付または不足のある場合は、当該国際出願に検索または国際初歩的審査を経ていない部分があるとして撤回されたとみなす。	**第百二十八条** 国際出願に二項目以上の発明または実用新案が含まれる場合、出願人は手続日より本**条例**第**四十七条**第一項の規定に基づき個別に出願することができる。
第百十三条 出願人が本細則第百一条の規定に基づき文書提出と費用納付を行った場合、国務院特許行政部門が文書を受領した日を提出日、費用を受領した日を納付日とする。 提出された文書が郵送状況により受領が遅延した場合、出願人が、遅延が発覚した日より1か月以内に、当該文書が本細則第百一条で規定された期限満了日の5日前までにすでに発送されていたことを証明した場合、当該文書は期限満了日までに受領したものとみなす。ただし、出願人が証明を提出する時間は、本細則第百一条で	（削除の提案）

規定された期限満了後の6か月より遅れてはならない。 　出願人は本細則第百一条の規定に基づき国務院特許行政部門に文書を提出する際、FAX 方式を利用することができる。出願人が FAX を利用する場合、国務院特許行政部門が当該 FAX を受け取った日を提出日とする。出願人は FAX を送信した日より 14 日以内に、国務院特許行政部門に FAX 文書の原本を提出しなければならない。期限満了までに原本の提出がない場合、当該文書は提出されていないものとみなす。	
第百十四条 　優先権を要求する国際出願について、出願人は中国国内段階の手続きを行う際に優先権要求費を納付しなければならない。 未納付または不足のある場合、国務院特許行政部門は出願人に指定期限内に納付するよう通知しなければならない。期限満了までに依然として未納付または不足のある場合は、当該優先権は要求されていないものとみなす。	（削除の提案）
第百十五条 　国際出願が国際段階において関連国際単位に国際出願日の付与を拒否または撤回判断を宣告された場合、出願人は通知を受け取った日より 2 か月以内であれば、国際局に国際出願文書のうちのいかなる文書の副本でも国務院特許行政部門に移送することができ、また当該期限内であれば国務院特許行政部門において本細則第百一条第一項で規定されている手続を行うことができる。国務院特許行政部門は国際局より移送された文書を受け取った後、国際単位に対し正確な再審を行ったかどうかについての決定を下さなければならない。	第百二十九条 　国際出願が国際段階において関連国際単位に国際出願日の付与を拒否または撤回判断を宣告された場合、出願人は通知を受け取った日より 2 か月以内であれば、国際局に国際出願文書のうちのいかなる文書の副本でも国務院特許行政部門に移送することができ、また当該期限内であれば国務院特許行政部門において本**条例**第**百十五条第一項**で規定されている手続を行うことができる。国務院特許行政部門は国際局より移送された文書を受け取った後、国際単位に対し正確な再審を行ったかどうかについての決定を下さなければならない。
第百十六条 　国際出願に基づいて授与された特許権が、訳文のミスにより、特許法第五十六条の規定により確定された保護範囲が国際出願の原文に記載されている範囲を超えた場合、原文に基づき制限された後の保護範囲を 基準とする。保護範囲が国際出願の原文に記載された範囲より小さい場合は、授権時の保護範囲を基準とする。	第百三十条 　国際出願に基づいて授与された特許権が、訳文のミスにより、特許法第**六十条**の規定により確定された保護範囲が国際出願の原文に記載されている範囲を超えた場合、原文に基づき制限された後の保護範囲を基準とする。保護範囲が国際出願の原文に記載された範囲より小さい場合は、授権時の保護範囲を基準とする。
第十一章　附則	第十一章　附則
第百十七条	第百三十一条

国務院特許行政部門の同意を得た場合、いかなる人もすでに公布された特許出願に関する記載書と特許登記簿を査閲または複製することができ、また国務院特許行政部門に特許登記簿副本の発行を要求することができる。 撤回判断、却下、自主撤回された特許出願についての記載書は、当該特許出願の失効日より2年間が過ぎた後は保存されないものとする。放棄、全ての無効と終了を宣告された特許権についての記載書は、当該特許権の失効日より3年間を過ぎた後は保存されないものとする。	国務院特許行政部門の同意を得た場合、いかなる人もすでに公布された**発明特許出願または公告された特許権**に関する記載書と特許登記簿を査閲または複製することができ、また国務院特許行政部門に特許登記簿副本の発行を要求することができる。 撤回判断、却下、自主撤回された特許出願についての記載書は、当該特許出願の失効日より2年間が過ぎた後は保存されないものとする。放棄、全ての無効と終了を宣告された特許権についての記載書は、当該特許権の失効日より3年間を過ぎた後は保存されないものとする。
第百十八条 国務院特許行政部門に提出された出願文書または各種手続きは、国務院特許行政部門が制定した統一の書式を用い、申請人、特許権人、その他利害関係人またはその代表人による署名または押印がされていなければならない。特許代理機構に委託した場合、特許代理機構による押印がなければならない。 発明人の氏名、特許出願人と特許権人の氏名または名称、国籍と住所、特許代理気候の名称、住所と代理人氏名の変更を要求する場合、国務院特許行政部門において記録事項変更手続きを行い、変更理由の証明材料を添付しなければならない。	第百三十二条 国務院特許行政部門に提出された出願文書または各種手続きは、申請人、特許権人、その他利害関係人またはその代表人による**署名**または**押印**がされていなければならない。特許代理機構に委託した場合、特許代理機構による**押印**がなければならない。 発明人の氏名、特許出願人と特許権人の氏名または名称、国籍と住所、特許代理気候の名称、住所と代理人氏名の変更を要求する場合、国務院特許行政部門において記録事項変更手続きを行い、変更理由の証明材料を添付しなければならない。
第百十九条 国務院特許行政部門に出願または特許権に関する文書を郵送する場合、書留郵便を使用しなければならず、小包で送付してはならない。 初回特許申請文書提出時を除き、国務院特許行政部門に各種文書を提出または各種手続きを行う場合、出願番号または特許番号、発明名称と出願人または特許権人の氏名または名称を明記しなければならない。 郵便物一件につき、同一項目の出願文書のみ含まれていなければならない。	第百三十三条 初回**特許**申請文書提出時を除き、国務院特許行政部門に各種文書を提出または各種手続きを行う場合、出願番号または特許番号、発明名称と出願人または特許権人の氏名または名称を明記しなければならない。
第百二十条 各種出願文書はタイプまたは印刷され、文字色は黒を使用し、整然、明瞭でなければならず、修正があってはならない。付属の図は製図用具と黒一色で描かれ、線が明瞭でなければならず、修正があってはならない。	（削除の提案）

請求書、説明書、権利要求書、付属の図と概要は、それぞれアラブ数字で番号を振っていなければならない。 出願文書は横書きで記載し、紙は片面のみを使用していなければならない。	
第百二十一条 国務院特許行政部門は、特許法と本細則に基づき特許審査指南を制定する。	第百三十四条 国務院特許行政部門は、特許法と本**条例**に基づき特許審査指南を制定する。
第百二十二条 本細則は2001年7月1日より施行される。同時に、1992年12月12日国務院が改正を批准し、1992年12月21日に中国特許局が発布した「中華人民共和国特許法実施細則」は、廃止とする。	第百三十五条 **本条例は　年　月　日より施行される。同時に、2001年6月15日に発布され、2002年12月28日に改正された「中華人民共和国特許法実施細則」は廃止とする。** （移行条項は未制定）

（仮訳：ジェトロ北京センター知識産権部）